

# 京浜急行電鉄株式会社

## 第104期定時株主総会招集ご通知



### 日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）

### 場所

神奈川県横浜市西区高島2丁目18番1号 横浜新都市ビル（そごう横浜店）9階新都市ホール

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）等に対する株式報酬制度の継続および一部改定の件

株主総会ご出席の株主の皆様への、お土産および乗車券のご用意はございません。  
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

(証券コード 9006)  
2025年6月5日

神奈川県横浜市西区高島1丁目2番8号  
**京 浜 急 行 電 鉄 株 式 会 社**  
取締役社長 川 俣 幸 宏

## 第104期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第104期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会資料  
掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/9006/teiji/>



当社ウェブサイト

<https://www.keikyu.co.jp/ir/stock/meeting.html>



東京証券取引所ウェブサイト  
(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「京浜急行電鉄」または「コード」に当社の証券コード「9006」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」からご確認くださいませようお願い申し上げます。

**なお、当日ご出席されない場合は、3頁に記載の方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日(木曜日)午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

2. 場 所 神奈川県横浜市西区高島2丁目18番1号  
横浜新都市ビル（そごう横浜店）9階 新都市ホール  
（末尾ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項  
報告事項

1. 第104期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第104期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の配当の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）等に対する株式報酬制度の継続および一部改定の件

以 上

1. 電子提供措置事項のうち、事業報告における主要な事業内容、主要な事業所等、従業員の状態、会計監査人の状態、会社の体制および方針、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をした株主様に交付する書面には記載していません。したがって、書面交付請求をした株主様に交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
2. 電子提供措置事項または同事項を記載した書面に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。



## 議決権行使方法についてのご案内



### 株主総会にご出席する方法

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

**2025年6月27日**（金曜日）  
**午前10時**  
（受付開始：午前9時15分）



### 書面で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

**2025年6月26日**（木曜日）  
**午後5時45分到着分まで**



### インターネット等で議決権を行使する方法

4頁に記載の方法で、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

**2025年6月26日**（木曜日）  
**午後5時45分受付分まで**

#### 議決権行使の取り扱い

議決権行使書またはインターネット等により議決権を行使される際の取り扱いは、次のとおりとさせていただきます。

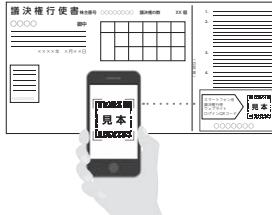
1. ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
2. インターネット等により、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。
3. 議決権行使書とインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使とさせていただきます。
4. 議決権行使書とインターネット等が同日に到着した場合は、インターネット等を有効な議決権行使とさせていただきます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## スマートフォンによる方法 「スマート行使」

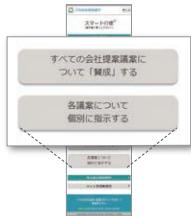
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコード®を読み取ってください。



(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



議決権行使後に行使内容を変更する場合には、再度QRコード®を読み取っていただき、右記の「パソコン等による方法」で、再度議決権行使をお願いいたします。

## パソコン等による方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力

ご使用になる「新しいパスワード」を設定

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に関する  
お問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：☎ 0120-652-031  
(受付時間 午前9時～午後9時)

(注) インターネット等による議決権行使を行っていただく際のプロバイダーおよび通信事業者の料金（接続料等）は、株主様のご負担となります。

【機関投資家の皆様へ】

インターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめお申し込みされた場合に限り、電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権電子行使プラットフォーム（東証プラットフォーム）をご利用いただけます。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の最重要政策と位置付け、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、財務の健全性の確保に努めるとともに、成長のための投資と株主還元を両立させることを基本方針としております。株主還元方針につきましては、2025年5月12日に一部変更を公表した第20次総合経営計画において、配当性向40%程度を目安に配当を行うほか、利益水準、投資計画および財政状態等を総合的に勘案して、自己株式の取得も機動的に行うことを掲げております。

この方針を踏まえ、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じま

#### 期末配当に関する事項

##### 1. 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

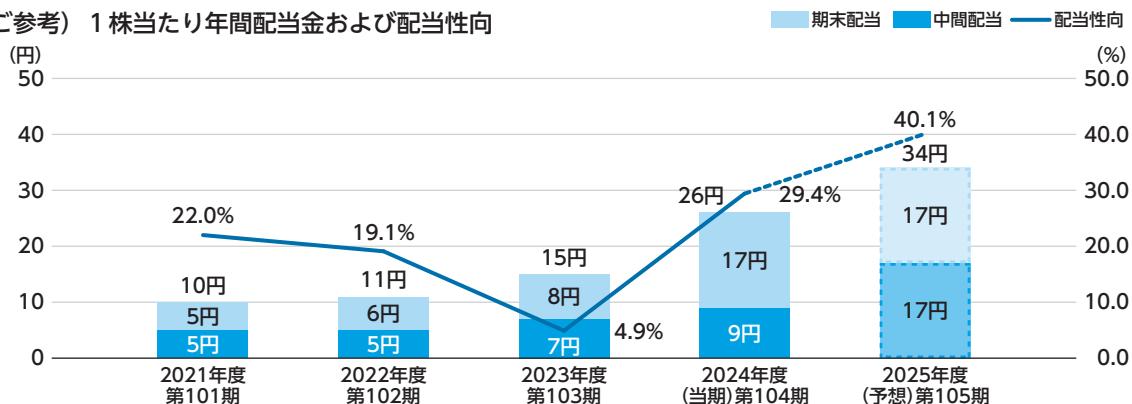
当社普通株式1株につき金17円 総額 4,681,767,938円

なお、中間配当金として1株につき9円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき26円となります。

##### 2. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

(ご参考) 1株当たり年間配当金および配当性向



(ご参考)

## 第2号議案から第7号議案までに共通する事項

本株主総会に付議いたします第2号議案から第7号議案は、いずれも監査等委員会設置会社への移行に関連するものであります。これらをご提案するにあたり、監査役会設置会社との制度比較、移行後における当社の体制等について以下のとおりご説明いたします。

### 1. 移行の背景および目的

当社は、コーポレート・ガバナンスを、当社グループにおけるすべての事業のベースであり、経営の基盤となる概念であると考えています。当社はこれまで、現行の機関設計において、取締役会における充実した審議による実効性の高い監督を発展させながら、コーポレート・ガバナンスの機能向上に努めてまいりましたが、今般、急激に加速する外部環境の変化への対応力を一層強化し、さらなる発展を遂げるため、「監査等委員会設置会社」に移行することといたしました。これにより、取締役への権限委任を通じて意思決定のさらなる迅速化を図るとともに、取締役会における経営方針・経営戦略を中心とした審議を一段と充実させることで、取締役会による経営への監督を強化・高度化し、企業価値の向上に取り組んでまいります。

### 2. 監査役会設置会社と監査等委員会設置会社の制度比較の主なポイント

	監査役会設置会社 (現在の体制)		監査等委員会設置会社 (移行後)	
変更となる機関	監査役、監査役会		監査等委員会	
選任	取締役と監査役を選任		監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して選任	
任期	取締役	2年(当社は1年)	取締役(監査等委員である取締役を除く。)	1年
	監査役	4年	監査等委員である取締役	2年
重要な業務執行の決定	取締役への委任不可		法定のものを除き、全部または一部を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に委任することができる	
取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任等・報酬等についての意見陳述権	なし		あり (監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において監査等委員会の意見を述べることができる)	



## 第2号議案

## 定款一部変更の件

定款の一部を下記のとおり変更いたしたいと存じます。なお、本議案における定款変更については、本株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 1. 変更の理由

#### (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

コーポレート・ガバナンスの機能を高め、加速する外部環境変化への対応力を強化し、さらなる発展を遂げるため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。本移行に伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。

#### (2) 事業目的の変更

現状に即した事業内容とするため、一部の事業目的を削除するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 <条文省略>	第1条 <現行どおり>
(目的)	(目的)
第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.	1.
～ <条文省略>	～ <現行どおり>
25.	25.
26. <u>海洋深層水ならびに天然水の取水、製造</u> および販売業	26. 天然水の取水、製造および販売業
27.	27.
～ <条文省略>	～ <現行どおり>
29.	29.

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 本社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 本社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議により定め、これを公告する。</u></li> </ol> <p>3 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 本社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規則による。</p>	<p>第3条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 本社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u></li> </ol> <p>&lt;削除&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 本社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u></li> </ol> <p>3 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 本社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 本会社の取締役は、<u>19</u>名以内とする。 &lt;新設&gt;</p> <p>(選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 &lt;条文省略&gt;</p> <p>3 &lt;条文省略&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 本会社の取締役は、<u>16</u>名以内とする。 <u>2 前項の取締役のうち監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3 &lt;現行どおり&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(代表取締役等) 第23条 取締役会の決議により、取締役社長1名を置く。</p> <p>2 代表取締役は、取締役会の決議で定める。ただし、取締役社長は、常に代表取締役でなければならない。</p> <p>3 業務の遂行上必要あるときは、取締役会長1名を置くことができる。</p>	<p>(任期) 第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役等) 第23条 取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役社長1名を置く。</p> <p>2 代表取締役は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会の決議で選定する。ただし、取締役社長は、常に代表取締役でなければならない。</p> <p>3 業務の遂行上必要あるときは、取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長1名を置くことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第25条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日より5日前に各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第27条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第28条～第29条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第30条 本会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第25条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日より5日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第27条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第28条 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第29条～第30条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>&lt;削除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(選任)</u>  <u>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</u>  <u>2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(任期)</u>  <u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(報酬等)</u>  <u>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役との責任限定契約)</u>  <u>第34条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u>  <u>第31条 監査等委員会は、その決議により監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第35条 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日より5日前に各監査役に対し発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 <u>監査役会</u>に関する事項については、<u>監査役会</u>が定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第40条～第43条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日より5日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会</u>に関する事項については、<u>監査等委員会</u>が定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第37条～第40条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>附則</p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p><u>第104期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の行為に関する<u>会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約</u>については、<u>同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条の定めるところによる。</u></p>

### 第3号議案

### 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（9名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、各候補者については、半数以上が独立社外取締役で構成され、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

各候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	属性	氏名	現在の当社における地位	取締役会出席回数
1	再任	原 田 一 之	取締役会長（代表取締役）	13回／13回
2	再任	川 俣 幸 宏	取締役社長（代表取締役） 社長執行役員	13回／13回
3	再任	金 子 雄 一	取締役専務執行役員	13回／13回
4	再任	櫻 井 和 秀	取締役常務執行役員	13回／13回
5	再任	竹 谷 英 樹	取締役常務執行役員	13回／13回
6	再任	杉 山 勲	取締役常務執行役員	10回／10回
7	再任 社外 独立	寺 島 よし 剛 紀	取締役	12回／13回
8	再任 社外 独立	柿 崎 たまき 環	取締役	13回／13回
9	再任 社外 独立	の 原 さわ こ 野 原 佐和子	取締役	13回／13回

- (注) 1. 杉山勲氏の取締役会出席回数は、2024年6月27日の取締役就任後に開催された取締役会のみを対象としております。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、候補者各氏は当該契約の被保険者であります。また、各候補者の選任が承認された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者となります。当該契約の内容につきましては、事業報告「Ⅳ 会社役員に関する事項」の「1. 取締役および監査役の氏名等」（注）11.に記載のとおりであり、当該契約は本株主総会后に更新を予定しております。
3. 当社は、取締役（社外取締役を除く。）および執行役員に対して株式報酬制度を導入しており、同制度に基づき原則として退任時に各候補者に交付される予定の株式数（2025年3月31日現在）を、各候補者が所有する当社株式数と併記しております。

(ご参考)

## スキル・マトリックス

本株主総会において、第3号議案および第4号議案が原案どおり承認された場合の取締役のスキルは、次のとおりであります。

なお、取締役会における女性取締役は2名（15%）となります。

氏名	属性	企業経営	サステナビリティ経営戦略	財務会計	ガバナンス 法務 リスク管理	人財開発 組織戦略	営業 マーケティング	ICT DX	交通	不動産 生活サービス
原田 一之		●	●	●	●	●	●		●	
川俣 幸宏		●	●	●	●		●	●	●	●
金子 雄一		●	●	●		●	●			●
櫻井 和秀		●					●		●	●
竹谷 英樹		●			●	●	●		●	●
杉山 勲		●			●		●	●	●	
寺島 剛紀	社外 独立	●		●		●	●			
柿崎 環	社外 独立		●		●					
野原 佐和子	社外 独立	●	●				●	●		
原田 修 (監査等委員)	社外 独立	●		●						●
浦辺 和夫 (監査等委員)		●	●	●	●	●	●		●	
末綱 隆 (監査等委員)	社外 独立			●	●	●				
須藤 修 (監査等委員)	社外 独立			●	●					

当社は、執行役員制度を導入しております。本株主総会後の取締役兼務者以外の執行役員のスキルは、次のとおりであります。

氏名	企業経営	サステナビリティ経営戦略	財務会計	ガバナンス 法務 リスク管理	人財開発 組織戦略	営業 マーケティング	ICT DX	交通	不動産 生活サービス
野村 正人	●							●	●
竹内 明男								●	
坂齊 素彦	●					●			●
青野 良生	●			●	●	●	●		●
村松 英樹						●			●
谷井 健						●			●
落合 雄		●	●	●					○
島 由紀子						●			●

(注) 1. ○は、担当として今後伸ばさせていくスキルであります。

2. 取締役および執行役員（取締役兼務者を除く。）の有するすべてのスキルを表すものではありません。

スキル・マトリックス各項目の選定理由は、次のとおりであります。

項目	選定理由
企業経営	経営を監督する役割を適切に果たすとともに、企業価値創出の基盤となる経営資本強化を推進するため。
サステナビリティ 経営戦略	当社グループの持続的な成長および中長期的な社会価値・企業価値の向上に資する戦略を策定し、経営・事業活動を推進していくため。
財務 会計	財務報告の適切性・正確性を確保するため。また、大規模成長投資を推進するうえでの財務健全性の確保や資本収益性・株価を意識した経営を実現するため。
ガバナンス 法務・リスク管理	経営の基盤となるガバナンスに関する知見を有しつつ、経営上のリスクを的確に認識し、適切な対応策を講じることで、リスクに強い企業体質を構築するため。
人財開発 組織戦略	顧客視点での価値創造・共創ができる人財の開発および創発を促すカルチャーを醸成することで、人的資本経営を推進するため。
営業 マーケティング	顧客の多様なニーズに応じたサービスを提供することで、コーポレート・ブランドおよび当社沿線のまちのブランドイメージの向上を実現するため。
ICT DX	リアルとデジタルの融合によって、交通事業の次世代型オペレーションを実現するほか、データを活用した戦略的マーケティングを推進するため。
交通	基幹事業として、公共性と収益性が両立する持続的なサービスを提供するほか、あらゆる交通手段の最適化を行い、まちの価値向上と沿線範囲の拡大を実現するため。
不動産 生活サービス	不動産事業を交通事業に並ぶ第2の柱となる事業とすべく強化推進するほか、拠点整備や生活支援を行い、移動のきっかけや人の流れの需要創出を実現するため。



候補者  
番号

1

はら だ かず ゆき  
**原田 一之**

生年月日  
1954年1月22日（満71歳）

再任

取締役在任年数

18年（本株主総会最終時）

所有する当社の株式数

51,500株

株式報酬制度に基づく交付予定株式の数

18,450株

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年4月 当社入社  
2007年6月 当社取締役  
2010年6月 当社常務取締役  
2011年6月 当社専務取締役

2013年6月 当社取締役社長  
2013年6月 当社代表取締役 現在に至る  
2019年6月 当社取締役社長執行役員  
2022年4月 当社取締役会長 現在に至る

取締役会への出席回数 **13**回 / 13回

### （重要な兼職の状況）

横浜新都市センター株式会社取締役社長  
一般社団法人日本民営鉄道協会会長  
株式会社かんぼ生命保険社外取締役（2025年6月退任予定）  
株式会社エヌケーピー社外取締役

### 【取締役候補者とした理由】

原田一之氏は、主に鉄道事業および人事業務等の業務経験を有しており、会社経営全般に関する豊富な知見を、当社の企業価値向上に活かすことを期待しております。また、2013年6月から、取締役社長として、2022年4月から、取締役会長として当社グループの経営を担っており、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

- (注) 1. 同氏は、横浜新都市センター株式会社の取締役社長であり、同社は、当社の事業の部類に属する取引（建物の賃貸、駐車場の経営）を行っております。当社と同社との間には、建物の賃貸借契約、ポイントサービス加盟店契約および電子マネー利用加盟店契約等に関する取引があります。
2. 同氏は、一般社団法人日本民営鉄道協会の会長であり、当社は同協会に対して、会費等の支払いがあります。



候補者  
番号

2

かわ また

川俣

ゆき ひろ

幸宏

生年月日

1964年2月10日（満61歳）

再任

取締役在任年数

9年（本株主総会最終時）

所有する当社の株式数

14,500株

株式報酬制度に基づく交付予定株式の数

16,275株

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社  
2016年6月 当社取締役  
2019年6月 当社取締役常務執行役員  
2022年4月 当社取締役社長執行役員  
現在に至る

2022年4月 当社代表取締役 現在に至る  
2022年4月 当社グループ業務監査部担当  
現在に至る

取締役会への出席回数 13回／13回

### （重要な兼職の状況）

日本空港ビルディング株式会社社外取締役  
株式会社ルミネ社外取締役  
横浜新都市センター株式会社社外取締役  
京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発準備組合理事長

### 【取締役候補者とした理由】

川俣幸宏氏は、主にホテル事業および経営管理業務等の業務経験を有しており、会社経営全般に関する豊富な知見を、当社の企業価値向上に活かすことを期待しております。また、2022年4月から、取締役社長として当社グループの経営を担っており、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

（注） 同氏は、京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発準備組合の理事長であり、当社は同組合に対して、事務諸費の支払いがあります。

候補者  
番号

3

かね こ ゆう いち  
**金子 雄一**生年月日  
1965年4月18日（満60歳）

再任

取締役在任年数

2年（本株主総会終結時）

所有する当社の株式数

7,900株

株式報酬制度に基づく交付予定株式の数

9,475株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社	2023年4月	当法人財戦略部担当 現在に至る
2019年6月	当社執行役員	2023年6月	当社取締役常務執行役員
2021年6月	当社常務執行役員	2025年4月	当社取締役専務執行役員 現在に至る
2023年4月	当社経営戦略室長 現在に至る		

取締役会への出席回数 13回／13回

## 【取締役候補者とした理由】

金子雄一氏は、主に開発事業等の業務経験を有しており、企業経営、サステナビリティ・経営戦略、財務・会計、人財開発・組織戦略、営業・マーケティングおよび不動産・生活サービスに関する豊富な知見を、当社の企業価値向上に活かすことを期待しております。また、2023年6月から、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者  
番号

4

さくら い かず ひで  
**櫻井 和秀**生年月日  
1966年1月8日（満59歳）

再任

取締役在任年数

3年（本株主総会終結時）

所有する当社の株式数

10,600株

株式報酬制度に基づく交付予定株式の数

9,100株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社	2022年6月	当社取締役常務執行役員 現在に至る
2019年6月	当社執行役員	2023年4月	当社生活事業創造本部長 現在に至る
2022年4月	当社常務執行役員		

取締役会への出席回数 13回／13回

## 【取締役候補者とした理由】

櫻井和秀氏は、主に鉄道事業等の業務経験を有しており、企業経営、営業・マーケティング、交通および不動産・生活サービスに関する豊富な知見を、当社の企業価値向上に活かすことを期待しております。また、2022年6月から、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者  
番号

5

たけ や ひで き  
**竹谷 英樹**生年月日  
1964年4月8日（満61歳）

再任

取締役在任年数

2年（本株主総会終結時）

所有する当社の株式数

5,200株

株式報酬制度に基づく交付予定株式の数

8,600株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 当社入社  
 2020年6月 当社執行役員  
 2023年4月 当社常務執行役員  
 2023年4月 当社鉄道本部長 現在に至る

2023年4月 当社生活事業創造本部  
 品川開発推進部担当 現在に至る  
 2023年6月 当社取締役常務執行役員  
 現在に至る

取締役会への出席回数 13回／13回

## （重要な兼職の状況）

横浜高速鉄道株式会社社外取締役

## 【取締役候補者とした理由】

竹谷英樹氏は、主に流通事業および人事業務等の業務経験を有しており、企業経営、ガバナンス・法務・リスク管理、人材開発・組織戦略、営業・マーケティング、交通および不動産・生活サービスに関する豊富な知見を、当社の企業価値向上に活かすことを期待しております。また、2023年6月から、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者  
番号

6

すぎ やま いさお  
**杉山 勲**生年月日  
1967年10月2日（満57歳）

再任

取締役在任年数

1年（本株主総会終結時）

所有する当社の株式数

2,800株

株式報酬制度に基づく交付予定株式の数

6,500株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月 当社入社  
 2021年6月 当社執行役員  
 2024年4月 当社常務執行役員

2024年4月 当社新しい価値共創室長  
 現在に至る  
 2024年6月 当社取締役常務執行役員  
 現在に至る

取締役会への出席回数 10回／10回

## 【取締役候補者とした理由】

杉山勲氏は、主に総務業務等の業務経験を有しており、ガバナンス・法務・リスク管理、営業・マーケティング、ICT・DXおよび交通に関する豊富な知見を、当社の企業価値向上に活かすことを期待しております。また、2024年6月から、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者  
番号

7

てら じま

寺島

よし のり

剛紀

生年月日

1959年1月2日（満66歳）

再任

社外

独立

社外取締役在任年数

7年（本株主総会最終時）

所有する当社の株式数

0株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2017年3月 日本生命保険相互会社代表取締役  
副社長執行役員

2018年3月 同社取締役  
(2018年7月退任)

2018年4月 大星ビル管理株式会社代表取締役社長  
(2025年3月退任)

2018年6月 当社取締役 現在に至る

2022年1月 当社指名・報酬委員会委員長  
現在に至る

2025年4月 大星ビル管理株式会社代表取締役会長  
現在に至る

取締役会への出席回数 12回／13回

## （重要な兼職の状況）

大星ビル管理株式会社代表取締役会長

## 【社外取締役候補者とした理由および期待する役割】

寺島剛紀氏は、大手生命保険会社の元経営者として、資金運用や投資マネジメント等に関して豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験および見識を業務執行の監督等に活かす役割を期待しております。また、2018年6月から、当社社外取締役としてその役割を適切に果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性の判断基準」（30頁をご参照ください。）を充足しております。同氏は、日本生命保険相互会社の元取締役（2018年7月退任）であり、当社と当社との間には資金借入等の取引がありますが、同社からの借入額は借入金全体の10%未満であり、「社外役員の独立性の判断基準」で定める「当社の主要な借入先である会社」の基準（直近事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）には該当いたしません。
2. 同氏は、大星ビル管理株式会社の代表取締役会長であり、同社は、当社の事業の部類に属する取引（不動産賃貸業）を行っております。
3. 当社は、同氏を東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合には、同様の内容による責任限定契約を締結する予定であります。



社外取締役在任年数  
**5年** (本株主総会最終時)  
所有する当社の株式数  
**0株**

候補者  
番号

**8**

かき ざき

**柿崎**

たまき

**環**

生年月日

1961年1月16日 (満64歳)

再任

社外

独立

取締役会への出席回数 **13回** / 13回

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2008年4月	東洋大学法科大学院教授 (2012年3月退任)	2017年6月	日本空港ビルデング株式会社社外監査役 (2022年6月退任)
2012年4月	横浜国立大学国際社会科学研究院教授 (2014年3月退任)	2019年6月	当社企業価値分析会議委員 現在に至る
2014年4月	明治大学法学部教授 現在に至る	2020年6月	当社取締役 現在に至る
2016年6月	エーザイ株式会社社外取締役 (2020年6月退任)	2021年6月	株式会社秋田銀行社外取締役 現在に至る
2016年6月	三菱食品株式会社社外取締役 現在に至る	2022年6月	日本空港ビルデング株式会社 社外取締役 (監査等委員) 現在に至る

### (重要な兼職の状況)

明治大学法学部教授  
日本空港ビルデング株式会社社外取締役 (監査等委員)  
三菱食品株式会社社外取締役  
株式会社秋田銀行社外取締役

### 【社外取締役候補者とした理由および期待する役割】

柿崎環氏は、内部統制や内部監査に関する分野を専門とする大学教授であり、空港ターミナルビル運営会社等の社外役員および大手医薬品会社の元社外役員として、豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験および見識を業務執行の監督等に活かす役割を期待しております。また、2020年6月から、当社社外取締役としてその役割を適切に果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性の判断基準」(30頁をご参照ください。)を充足しております。同氏は、株式会社秋田銀行の社外取締役であります。業務執行者ではありません。また、当社と同社との間には資金借入等の取引がありますが、同社からの借入額は借入金全体の10%未満であり、「社外役員の独立性の判断基準」で定める「当社の主要な借入先である会社」の基準(直近事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者)には該当いたしません。
2. 当社は、同氏を東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合には、同様の内容による責任限定契約を締結する予定であります。
4. 同氏が2017年6月から社外監査役を務め、2022年6月から社外取締役(監査等委員)を務めている日本空港ビルデング株式会社は、同氏が在任期間を含む時期における、特定の個人に利益を与える目的での不適切な行為等が認められたとして、2025年5月に国土交通省から厳重注意を受けております。同氏は、同社社外監査役および社外取締役(監査等委員)在任期間中、事前にいずれの事実も認識しておりませんが、日頃から法令遵守の視点に立った意見・提言等を行っており、当該事実の判明後は、同社の特別調査委員会の委員として再発防止策の提言等を内容とする調査報告を行うなど、その職責を果たしております。

候補者  
番号

9

の は ら さ わ こ

野原 佐和子

生年月日  
1958年1月16日（満67歳）

再任

社外

独立

社外取締役在任年数

4年（本株主総会最終時）

所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席回数 13回／13回

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2001年12月	株式会社イプシ・マーケティング研究所 代表取締役社長 現在に至る	2014年6月	株式会社ゆうちょ銀行社外取締役 (2020年6月退任)
2006年6月	日本電気株式会社社外取締役 (2012年6月退任)	2018年6月	東京瓦斯株式会社社外監査役 (2021年6月退任)
2009年10月	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特任教授 (2019年9月退任)	2019年6月	第一三共株式会社社外取締役 現在に至る (2025年6月退任予定)
2012年6月	株式会社損害保険ジャパン (現 損害保険ジャパン株式会社) 社外監査役 (2013年6月退任)	2020年4月	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特任教授 (2022年3月退任)
2013年6月	NK S Jホールディングス株式会社 (現 SOMP Oホールディングス株式会社) 社外取締役 (2021年6月退任)	2021年6月	当社取締役 現在に至る
		2021年6月	東京瓦斯株式会社社外取締役 (2022年6月退任)
		2022年6月	株式会社りそなホールディングス 社外取締役 現在に至る

## (重要な兼職の状況)

株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長  
第一三共株式会社社外取締役 (2025年6月退任予定)  
株式会社りそなホールディングス社外取締役

## 【社外取締役候補者とした理由および期待する役割】

野原佐和子氏は、ITビジネスにおける事業戦略やマーケティング戦略に関する会社の経営者であり、大手医薬品会社等の社外役員および政府関係会議の有識者委員として、豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験および見識を業務執行の監督等に活かす役割を期待しております。また、2021年6月から、当社社外取締役としてその役割を適切に果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性の判断基準」(30頁をご参照ください。)を充足しております。同氏は、株式会社りそなホールディングスの社外取締役であります。また、当社と同子会社である株式会社りそな銀行との間には資金借入等の取引がありますが、株式会社りそな銀行からの借入額は借入金全体の10%未満であり、「社外役員の独立性の判断基準」で定める「当社の主要な借入先である会社」の基準(直近事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者)には該当いたしません。
2. 当社は、同氏を東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合には、同様の内容による責任限定契約を締結する予定であります。
4. 同氏が2021年6月まで社外取締役を務めたSOMP Oホールディングス株式会社の子会社である損害保険ジャパン株式会社は、同氏が在任期間を含む時期における、独占禁止法に抵触すると考えられる行為および同法の趣旨に照らして不適切な行為ならびにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、2023年12月に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受け、2024年10月には公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けております。また、損害保険ジャパン株式会社は、不適切な保険金請求等について、SOMP Oホールディングス株式会社は、損害保険ジャパン株式会社に対する経営管理等について、それぞれ2024年1月に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受けております。さらに、損害保険ジャパン株式会社は、個人情報保護法に抵触するおそれがある行為および同法の趣旨に照らして不適切な行為、不正競争防止法に抵触するおそれがある行為および同法の趣旨に照らして不適切な行為ならびにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、2025年3月に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受けております。同氏は、SOMP Oホールディングス株式会社の社外取締役在任期間中、いずれの事実も認識しておりませんが、日頃から法令遵守の視点に立った意見・提言等を行ってまいりました。

## 第4号議案

## 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、各候補者については、監査役会の同意を得るとともに、半数以上が独立社外取締役で構成され、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

各候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	属 性	氏 名	現在の当社における地位	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数
1	新任 社外 独立	はら だ 原 田 修	常勤監査役	13回／13回	11回／11回
2	新任	うら べ かず 浦 辺 和 夫	常勤監査役	13回／13回	11回／11回
3	新任 社外 独立	すえ つな 末 綱 隆	監査役	12回／13回	11回／11回
4	新任 社外 独立	す とう 須 藤 修	監査役	13回／13回	11回／11回

(注) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、候補者各氏は当該契約の被保険者であります。また、各候補者の選任が承認された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者となります。当該契約の内容につきましては、事業報告「IV 会社役員に関する事項」の「1. 取締役および監査役の氏名等」(注) 11. に記載のとおりであり、当該契約は本株主総会後に更新を予定しております。

候補者  
番号

1

はら だ

原田

おさむ

修

生年月日

1960年10月12日（満64歳）

新任

社外

独立

取締役会への出席回数 13回／13回

監査役会への出席回数 11回／11回

社外監査役在任年数

3年（本株主総会最終時）

所有する当社の株式数

0株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2011年 4月	株式会社みずほ銀行執行役員	2014年 6月	みずほ不動産調査サービス株式会社 代表取締役社長
2012年 4月	同社常務執行役員 （2013年 3月退任）	2018年 6月	みずほ債権回収株式会社 代表取締役社長 （2022年 6月退任）
2012年 4月	株式会社みずほコーポレート銀行 （現 株式会社みずほ銀行） 常務執行役員（2013年 3月退任）	2022年 6月	当社常勤監査役 現在に至る
2013年 4月	同社常勤監査役 （2014年 6月退任）		

## 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待する役割】

原田修氏は、大手金融機関の元常勤監査役であり、債権管理回収会社等の元経営者として、豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験および見識を、取締役の職務執行の的確、公正かつ効率的な監査等の遂行に活かす役割を期待しております。また、2022年6月から、当社常勤監査役として当社の経営を監査する役割を適切に果たしていることから、当社の監査等委員である取締役として適任と判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性の判断基準」（30頁をご参照ください。）を充足しております。同氏は、株式会社みずほ銀行の元常勤監査役（2014年6月退任）ではありますが、過去5年間における業務執行者には該当いたしません。また、当社と同社との間には資金借入等の取引がありますが、同社からの借入額は借入金全体の10%未満であり、「社外役員の独立性の判断基準」で定める「当社の主要な借入先である会社」の基準（直近事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）には該当いたしません。
2. 当社は、同氏を東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合には、同様の内容による責任限定契約を締結する予定であります。
4. 株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行は、株式会社みずほコーポレート銀行を吸収合併継続会社として2013年7月1日に合併し、株式会社みずほコーポレート銀行の商号を株式会社みずほ銀行に変更しております。



候補者  
番号

2

うら べ かず お  
**浦辺 和夫**

生年月日  
1961年11月3日 (満63歳)

新任

取締役会への出席回数 **13**回/13回

監査役会への出席回数 **11**回/11回

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2021年 6月	当社経営戦略室長
2015年 6月	当社取締役	2022年 4月	当社取締役専務執行役員
2015年 6月	当社人事部 (現 人財戦略部) 担当	2023年 4月	当社取締役
2019年 6月	当社取締役常務執行役員	2023年 6月	当社常勤監査役 現在に至る
2019年 6月	当社経理部担当		

監査役在任年数

**2年** (本株主総会最終時)

所有する当社の株式数

**14,500株**

#### 【監査等委員である取締役候補者とした理由】

浦辺和夫氏は、主に鉄道事業および経理、人事、総務業務等の業務経験を有しており、財務・会計およびガバナンス・法務・リスク管理に関する豊富な知見を、取締役の職務執行の的確・公正かつ効率的な監査等の遂行に活かすことを期待しております。また、2023年6月から、当社常勤監査役として当社の経営を監査する役割を適切に果たしていることから、当社の監査等委員である取締役として適任と判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者  
番号

3

すえ つな

末綱

たかし

隆

生年月日  
1949年3月8日（満76歳）

新任

社外

独立

取締役会への出席回数 12回 / 13回

監査役会への出席回数 11回 / 11回

社外監査役在任年数

9年（本株主総会最終時）

所有する当社の株式数

0株

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1974年 4月	警察庁入庁	2015年 6月	東鉄工業株式会社社外取締役 現在に至る（2025年6月退任予定）
1994年 2月	高知県警察本部長	2016年 6月	株式会社関電工社外監査役 現在に至る
1997年 9月	警察庁長官官房会計課長	2016年 6月	当社監査役 現在に至る
2001年 9月	警察庁長官官房首席監察官	2017年 6月	J C R ファーマ株式会社社外取締役 現在に至る
2002年 8月	神奈川県警察本部長	2018年 6月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 社外監査役（2022年6月退任）
2004年 8月	警視庁副総監		
2005年 9月	宮内庁東宮侍従長		
2009年 4月	特命全権大使ルクセンブルク国駐節		
2013年 6月	丸紅株式会社社外監査役 （2017年6月退任）		

**（重要な兼職の状況）**

株式会社関電工社外監査役  
東鉄工業株式会社社外取締役（2025年6月退任予定）  
J C R ファーマ株式会社社外取締役

**【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待する役割】**

末綱隆氏は、神奈川県警察本部長、警視庁副総監等の要職を務めたほか、大手総合商社の元社外役員として、豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験および見識を、取締役の職務執行の的確、公正かつ効率的な監査等の遂行に活かす役割を期待しております。また、2016年6月から、当社社外監査役として当社の経営を監査する役割を適切に果たしていることから、当社の監査等委員である取締役として適任と判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

- （注） 1. 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性の判断基準」（30頁をご参照ください。）を充足しております。
2. 当社は、同氏を東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合には、同様の内容による責任限定契約を締結する予定であります。
4. 同氏が2022年6月まで社外監査役を務めたあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、同氏が在任期間を含む時期における、独占禁止法に抵触すると考えられる行為および同法の趣旨に照らして不適切な行為ならびにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、2023年12月に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受け、2024年10月には公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けております。また、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、個人情報保護法に抵触するおそれがある行為および同法の趣旨に照らして不適切な行為、不正競争防止法に抵触するおそれがある行為および同法の趣旨に照らして不適切な行為ならびにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、2025年3月に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受けております。同氏は、同社社外監査役在任期間中、いずれの事実も認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立った意見・提言等を行ってまいりました。

候補者  
番号

4

す どう

須藤

おさむ

修

生年月日  
1952年1月24日（満73歳）

新任 社外

独立

取締役会への出席回数 13回／13回

監査役会への出席回数 11回／11回

社外監査役在任年数

9年（本株主総会最終時）

所有する当社の株式数

0株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月	弁護士登録	2016年 6月	株式会社プロネクサス社外監査役 現在に至る
1983年 4月	東京八重洲法律事務所パートナー	2016年 6月	当社監査役 現在に至る
1993年 4月	あさひ法律事務所開設・パートナー	2018年 6月	当社企業価値分析会議委員 現在に至る
1999年 6月	須藤・高井法律事務所開設・パートナー	2022年 6月	株式会社バンダイナムコアミューズメント 社外監査役（2025年3月退任）
2005年 9月	株式会社バンダイナムコホールディングス 社外監査役（2022年6月退任）	2025年 2月	株式会社バンダイナムコエクスペリエンス 社外監査役 現在に至る
2011年 6月	三井倉庫株式会社（現 三井倉 庫ホールディングス株式会社） 社外監査役（2023年6月退任）		
2016年 5月	須藤総合法律事務所開設・パートナー 現在に至る		

## 【重要な兼職の状況】

弁護士

株式会社プロネクサス社外監査役

株式会社バンダイナムコエクスペリエンス社外監査役

## 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待する役割】

須藤修氏は、弁護士として企業法務について高い専門性を有するとともに、大手総合エンターテインメント企業の元社外役員として、豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験および見識を、取締役の職務執行の的確、公正かつ効率的な監査等の遂行に活かす役割を期待しております。また、2016年6月から、当社社外監査役として当社の経営を監査する役割を適切に果たしていることから、当社の監査等委員である取締役として適任と判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性の判断基準」（30頁をご参照ください。）を充足しております。  
 2. 当社は、同氏を東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。  
 3. 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合には、同様の内容による責任限定契約を締結する予定であります。

## (ご参考)

### 社外役員の独立性の判断基準 (2025年4月1日時点)

当社において、独立性を有する社外取締役・社外監査役であるためには、次のいずれかに該当する者であってはならない。

1. 当社および当社グループ会社（以下、総称して「当社」という。）の業務執行者
2. 当社の主要な株主または主要な株主である会社の業務執行者
3. 当社の主要な借入先である者または主要な借入先である会社の業務執行者
4. 当社を主要な取引先とする者または主要な取引先とする会社の業務執行者
5. 当社の主要な取引先である者または主要な取引先である会社の業務執行者
6. 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者  
当社から一定額を超える寄付または助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
7. 当社から役員報酬以外に一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
8. 当社から一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
9. 社外取締役・社外監査役の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
10. 過去10年間ににおいて、第1項に該当していた者  
過去5年間ににおいて、第2項から第9項までのいずれかに該当していた者
11. 第1項から第9項までに該当する者が重要な職位にある者の場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

- (注) 1. 本基準において「業務執行者」とは、「業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準ずる者および使用人」をいう。
2. 第2項において「主要な株主」とは、「直近事業年度末において当社の議決権総数の10%以上の議決権を直接または間接に保有している者（または会社）」をいう。
3. 第3項において「当社の主要な借入先である者（または会社）」とは、「直近事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者」をいう。
4. 第4項において「当社を主要な取引先とする者（または会社）」とは、「直近事業年度におけるその者（または会社）の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（または会社）」をいう。
5. 第5項において「当社の主要な取引先である者（または会社）」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者（または会社）」をいう。
6. 第6項および第7項において「一定額」とは、「直近事業年度における年間100万円」をいう。
7. 第8項において「一定額」とは、「直近事業年度における法人、組合等の団体の総売上高の2%」をいう。
8. 第9項において「相互就任関係」とは、「直近事業年度末において当社の業務執行者が他の会社の社外取締役・社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役・社外監査役である関係」をいう。
9. 第11項において「重要な職位にある者」とは、「部長格以上の業務執行者またはそれらに準ずる権限を有する者」をいう。
10. 本基準以外で独立性の判断に重要な影響を及ぼす事項については、適切に対応していくこととする。

## 第5号議案

# 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2014年6月27日開催の第93期定時株主総会および2018年6月28日開催の第97期定時株主総会において、年額550百万円以内（うち社外取締役分75百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としてご承認いただき現在に至っておりますが、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額460百万円以内（うち社外取締役分75百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とさせていただきたいと存じます。

本議案については、当社の事業規模、現行の役員報酬体系やその支給基準に加え、今後のガバナンス強化の要請等へ柔軟に対応することができるようにすること等を総合的に勘案しつつ、半数以上が独立社外取締役で構成され、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会の諮問を経て、取締役会において決定したものです。また、当社は、監査等委員会設置会社に移行することを条件に、本株主総会終結後の取締役会において、従前の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針について、「取締役」を「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」に変更することにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めることを予定しているところ、本議案の内容は、当該方針に沿うものであり、相当であると判断しております（当該方針の概要は、事業報告「Ⅳ 会社役員に関する事項」の2. (2)に記載のとおりです。）。

また、現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決された場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案

### 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額95百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案については、当社のガバナンスにおいて監査等委員が果たすべき役割、今後のガバナンス強化の要請等へ柔軟に対応することができるようにすること等を総合的に勘案しつつ、半数以上が独立社外取締役で構成され、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会の諮問を経て、取締役会において決定しており相当であると判断しております。

また、第2号議案および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合は、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案

### 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）等に対する株式報酬制度の継続および一部改定の件

#### 1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社は、2020年6月26日開催の第99期定時株主総会において、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献する意識をより一層高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）および執行役員を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入についてご承認いただき現在に至っておりますが、本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員（以下、「取締役等」という。）を対象に、本制度を一部改定のうえ継続することについて、ご承認をお願いするものであります。本議案は、第5号

議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」でご承認をお願いする報酬枠（年額460百万円以内（うち社外取締役分75百万円以内））とは別枠で設定するものであります。なお、本制度の詳細については、下記「3. 本制度に係る報酬等の額および内容」の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。また、本議案については、半数以上が独立社外取締役で構成され、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会の諮問を経て、取締役会において決定したものです。また、当社は、監査等委員会設置会社に移行することを条件に、本株主総会終結後の取締役会において、従前の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針について、「取締役」を「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」に変更することにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めることを予定しているところ、本議案の内容は、当該方針に沿うものであり、相当であると判断しております（当該方針の概要は、事業報告「Ⅳ 会社役員に関する事項」の2. (2)に記載のとおりです。）。

第2号議案および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決された場合は、本制度の対象となる取締役は6名となります。また、本制度は執行役員も対象としており、本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は8名となります。本制度に基づく報酬には執行役員に対する報酬も含まれておりますが、本制度は、取締役に対する株式報酬と執行役員に対する株式報酬とを一体として取り扱うものであるため、本議案は、本制度に基づく報酬の全体につき取締役等の報酬等として提案するものであります。

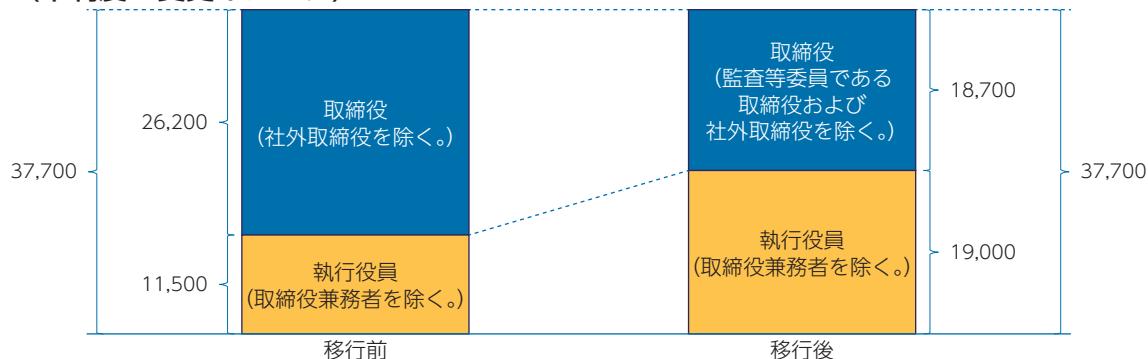
なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 2. 現行制度からの変更点

- (1) 対象者を「取締役（社外取締役を除く。）および執行役員」から「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員」へ変更いたします。
- (2) 取締役等の構成の変更に伴い、1事業年度あたりの執行役員（取締役兼務者を除く。）の上限給付ポイント数（1ポイントあたり当社普通株式1株に換算。）を現行の11,500ポイントから19,000ポイントへ引き上げます。

なお、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の上限給付ポイント数を26,200ポイントから18,700ポイントに引き下げるため、現行の1事業年度あたりの合計上限給付ポイント数である37,700ポイントに変更はございません。

### （本制度の変更イメージ）



（注）記載の数字は、1事業年度あたりの上限給付ポイント数

## 3. 本制度に係る報酬等の額および内容

### （1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

### （2）本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員

### （3）信託期間

2020年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

#### (4) 信託金額（報酬等の額）

当社は、2021年3月末日で終了した事業年度から2023年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入しております。当社は、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、本信託設定時に194百万円を本信託に拠出しており、その後、2024年8月に80百万円を追加拠出してあります。

今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託として存続させることとします。本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、360百万円（うち取締役分として250百万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除く。）および金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とする。）と追加拠出される金銭の合計額は、360百万円（うち取締役分として250百万円）を上限とします。これは、現行の役員報酬体系やその支給基準に加え、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、当社は、対象期間中、各対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

#### (5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて、または当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### (6) 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度あたりのポイント数の合計は、37,700ポイント（うち取締役分として18,700ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬体系やその支給基準に加え、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記「(7) 当社株式等の給付」に際し、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に依じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。下記(7)の当社株式等の給付にあたり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という。）。

#### (7) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

また、取締役等が在任中、法令または定款に違反する行為等を行った場合には、上記の当社株式のすべてまたはその一部について給付を受けられないことがあります。

#### (8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

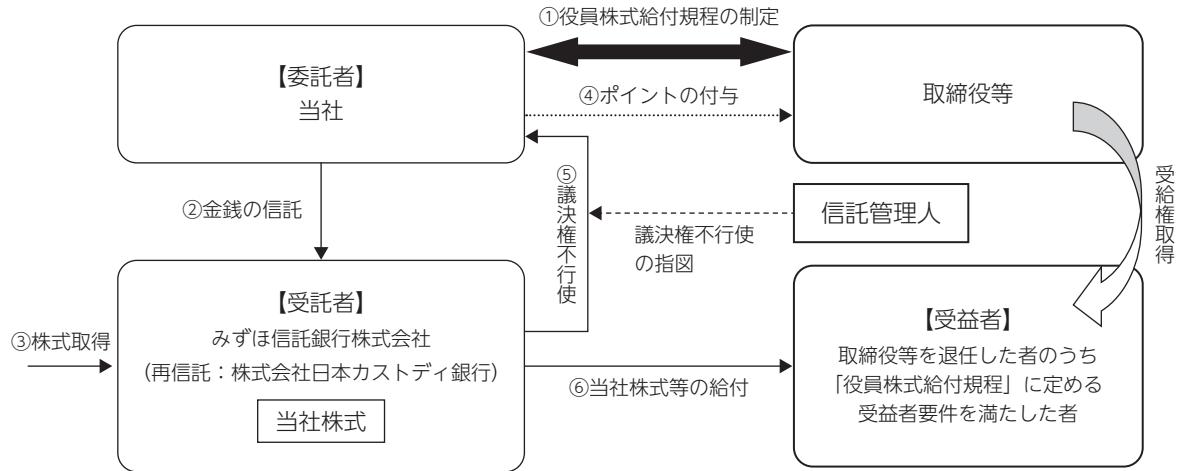
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、すべて当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

## (ご参考) 本制度の仕組み



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて、または当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」という。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式等を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

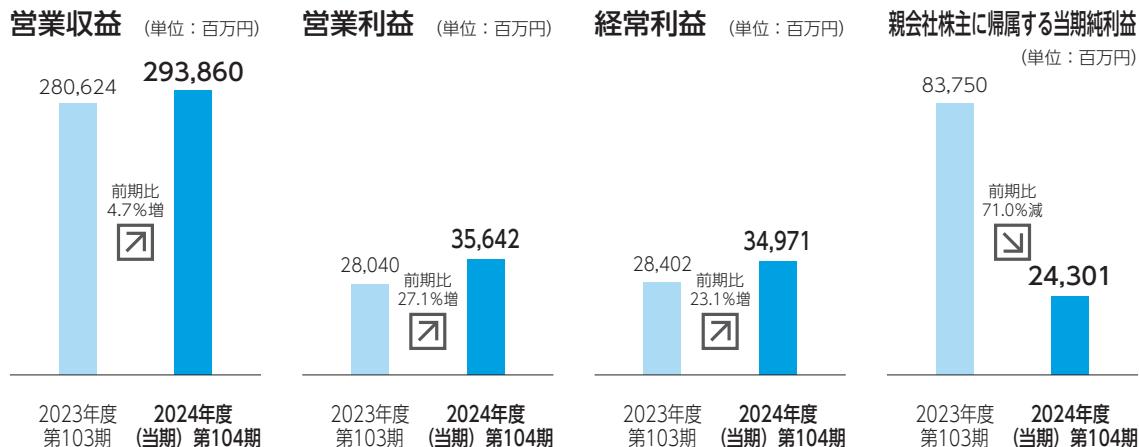
### 1. 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、雇用および所得環境が改善するなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

このような事業環境のなか、当社グループは、「京急グループ第20次総合経営計画」をスタートさせ、鉄道事業における次世代型オペレーションの推進や不動産事業における流動化の継続による資産の組み換えを強化するなど、キャッシュ創出に向けた事業構造変革を進めるとともに、財務健全性の確保と資本収益性の向上を目指す財務マネジメントの強化に努めました。

以上の結果、営業収益は2,938億6千万円（前期比4.7%増）、営業利益は356億4千2百万円（前期比27.1%増）、経常利益は349億7千1百万円（前期比23.1%増）となりましたが、前期に品川駅西口地区における当社土地持分の一部譲渡に伴う固定資産売却益を計上した反動などにより、親会社株主に帰属する当期純利益は243億1百万円（前期比71.0%減）となりました。

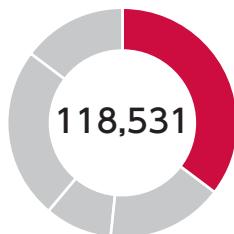
次に、セグメント別の業績についてご報告いたします。



## 交通事業



### 営業収益 (単位：百万円)



### 営業収益 (単位：百万円)



### 営業利益 (単位：百万円)



鉄道事業では、前期に実施した鉄道旅客運賃の改定により、旅客運輸収入が増加しました。また、全線の輸送人員は、移動需要が増加したことなどにより、前期比で2.9%増（定期2.5%増、定期外3.4%増）となりました。さらに、羽田空港駅の輸送人員は、羽田空港国内線および国際線の航空旅客数が増加したことなどにより、前期比で10.4%増（第1・第2ターミナル駅9.8%増、第3ターミナル駅12.4%増）となりました。このほか、ダイヤ改正を実施し、沿線における各拠点の利便性向上とさらなるまちの活性化を目指してイブニング・ウィング号の乗車駅を追加したほか、羽田空港をご利用のお客さまの利便性の向上を図るため、早朝および夜間時間帯において羽田空港発着の列車を新設および増発しました。また、訪日外国人の受け入れ体制強化とさらなる利便性向上のため、京急線全72駅においてクレジットカードによる乗車券の販売を開始したほか、一部の駅でクレジットカードやデビットカード等のタッチ決済による乗車サービスの実証実験を開始しました。さらに、引き続き安全対策を最重要課題とし、青物横丁駅、生麦駅および金沢八景駅にホームドアを設置しました。

バス事業では、京浜急行バス(株)は、前期に実施した運賃改定などにより、一般路線および空港中距離路線が好調に推移しました。また、川崎鶴見臨港バス(株)は、移動需要の増加などにより、一般路線等が好調に推移しました。

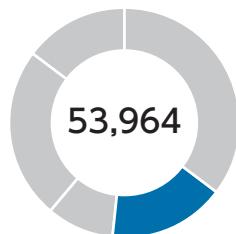
以上の結果、交通事業の営業収益は1,185億3千1百万円（前期比7.5%増）、営業利益は188億7千7百万円（前期比74.1%増）となりました。

## 不動産事業



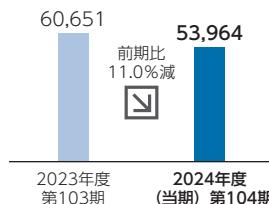
### 営業収益

(単位：百万円)



### 営業収益

(単位：百万円)



### 営業利益

(単位：百万円)



不動産販売業では、当社および京急不動産(株)は、分譲マンション「プライム横浜岸谷」、「プライムスタイル横浜生麦」、「プライム横浜井土ヶ谷」、「プレミアムレジデンス横須賀中央」および「プライム川崎」を完売しました。また、「プライムパークス横浜並木 ザ・レジデンス」および「プライムフィット横浜富岡」の販売および引渡しを行いました。

不動産賃貸業では、賃貸オフィスビルや商業施設が順調に稼働したほか、投資した不動産ファンドからの配当収入が増加しました。また、みなとみらい21中央地区において、複合施設「横浜シンフォステージ」を開業しました。

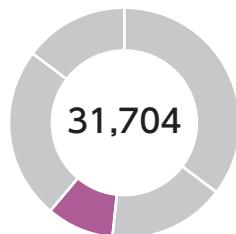
このほか、当社は、リスクの分散および早期の資金回収を図るため、事業用地の一部の持分を売却したほか、当社および京急不動産(株)は、保有資産の組み換えによる収益性の向上を図るため、賃貸物件等を売却しました。

しかしながら、前期の分譲マンションの売上の反動などにより、不動産事業の営業収益は539億6千4百万円（前期比11.0%減）、営業利益は69億2千8百万円（前期比28.3%減）となりました。

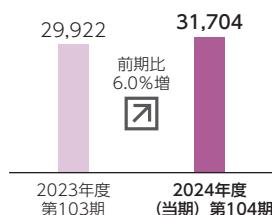
## レジャー・サービス事業



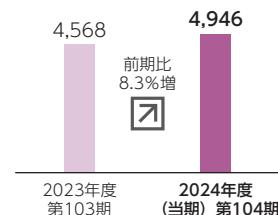
### 営業収益 (単位：百万円)



### 営業収益 (単位：百万円)



### 営業利益 (単位：百万円)



ビジネスホテル業では、京急E Xホテル・京急E Xインは、国内宿泊需要およびインバウンド需要の増加により、客室単価および稼働率が上昇し、好調に推移しました。また、「京急 E Xホテル みなとみらい横浜」を開業したほか、「京急 E Xイン 品川・新馬場駅北口」をリニューアルオープンしました。

レジャー関連施設業では、京急開発(株)は、「ボートレース平和島」や「BIG FUN平和島」などにおいて、来場者の獲得に努めました。また、「ボートレース平和島」において、安全の確保および施設運営の効率化を図るため、スタンド建替え工事に着手しました。

このほか、当社は、沿線価値共創戦略に基づく事業の選択と集中を進めるため、当社および(株)長野京急カントリークラブが運営する長野京急カントリークラブ事業を会社分割により他社に承継しました。

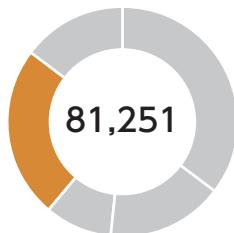
以上の結果、レジャー・サービス事業の営業収益は317億4百万円（前期比6.0%増）、営業利益は49億4千6百万円（前期比8.3%増）となりました。

## 流通事業



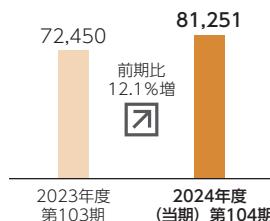
### 営業収益

(単位：百万円)



### 営業収益

(単位：百万円)



### 営業利益

(単位：百万円)



ストア業では、(株)京急ストアは、既存店舗が好調に推移したほか、「京急ストア杉田店」を開業したことなどにより、売上が増加しました。また、鉄道輸送人員が増加したことなどにより、(株)セブン・イレブン・ジャパンと業務提携した駅構内や駅前の店舗の売上が増加しました。このほか、当社は、将来的な沿線人口の減少や少子高齢化の進展など、事業を取り巻く環境の変化に対応し、流通事業における持続的な成長を目指すため、(株)エフ・クライミングの株式を取得しました。

百貨店業では、京急百貨店は、大型専門店が好調に推移したほか、スポーツ用品専門店「スポーツデポ」を誘致したことなどにより、来店客数が増加しました。

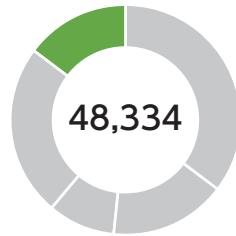
ショッピングセンター業では、人流の増加などにより、「ウイング新橋」などの都内店舗を中心に好調に推移しました。

以上の結果、流通事業の営業収益は812億5千1百万円（前期比12.1%増）となったものの、(株)京急ストアにおいて、賃金改定によって人件費が増加したことなどにより、営業利益は20億8千3百万円（前期比0.1%減）となりました。

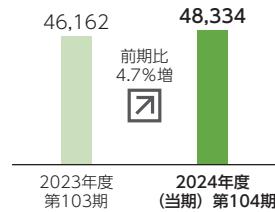
## そ の 他



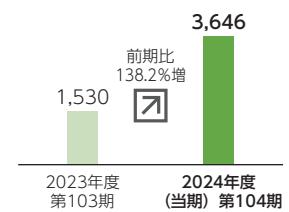
### 営業収益 (単位：百万円)



### 営業収益 (単位：百万円)



### 営業利益 (単位：百万円)



京急建設(株)および京急電機(株)は、ホームドアをはじめとした鉄道の安全対策工事等を行いました。

このほか、当社は、取り組むべき事業への経営資源集中を図るため、(株)京急自動車学校の全株式を他社に譲渡しました。

以上の結果、その他の事業の営業収益は483億3千4百万円（前期比4.7%増）、営業利益は36億4千6百万円（前期比138.2%増）となりました。

## 2. 設備投資等の状況

当期中において実施した設備投資等の総額は755億7千3百万円で、その主なものは次のとおりであります。

### (1) 完成した主な工事等

交通事業	鉄道事業 【当社】 駅昇降機更新工事（大鳥居駅ほか5駅 12基） ホームドア新設工事（青物横丁駅、生麦駅、金沢八景駅）
	バス事業 【京浜急行バスグループ】 バス新造（40両） 【川崎鶴見臨港バス株式会社】 バス新造（27両）

## (2) 継続中の主な工事等

交通事業	鉄道事業 【当社】 駅改良工事（泉岳寺駅、神奈川新町駅） 品川駅付近連続立体交差化工事 品川駅街区地区開発ビル下部（品川駅橋上駅舎躯体）工事 羽田空港第1・第2ターミナル駅引上線建設工事 大師線連続立体交差事業 第1期 ホームドア新設工事（大森町駅ほか4駅） 運行管理支援システム新設工事 現業事務所建設工事（神奈川新町地区） 駅務機器更新工事
不動産事業	不動産賃貸業 【当社】 泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業建設工事 SHINAGAWA GOOS解体工事 京急第1ビル改修工事（港区高輪） 北仲通北地区B-1地区開発事業建設工事（横浜市中区） 横浜市旧市庁舎街区活用事業建設工事
レジャー・サービス事業	レジャー関連施設業 【京急開発株式会社】 ポートレース平和島建替え工事

## 3. 資金調達の状況

当社は、設備投資等に資金を充当するため、金融機関から所要の借入等を行いました。

当社グループの当期末の社債、借入金の残高は、4,742億9千9百万円となり、前期末に比べ130億7千4百万円減少しました。

## 4. 対処すべき課題

### ①経営の基本方針

京急グループは、「都市生活を支える事業を通して、新しい価値を創造し、社会の発展に貢献する」ことなどをグループ理念として掲げております。また、グループ理念の持続的な実現が、社会と京急グループの持続可能性を高めることにつながるという考えのもと、グループ理念と不可分一体の方針として、サステナビリティ基本方針を策定しております。引き続き、社会価値および企業価値の持続的な向上を図ってまいります。

#### グループ理念（抜粋）

##### <経営理念>

- 京急グループは、都市生活を支える事業を通して、新しい価値を創造し、社会の発展に貢献する
- 京急グループは、伝統のもとに、創意あふれる清新な気風をもって、総合力を発揮し、社業の躍進をめざす
- 京急グループは、グループの繁栄と全員の幸福との一致を追求する

#### サステナビリティ基本方針（抜粋）

京急グループは、グループ理念のもとで、「社会の持続的発展への貢献」と「京急グループの持続的発展」のよりよい循環を目指します。

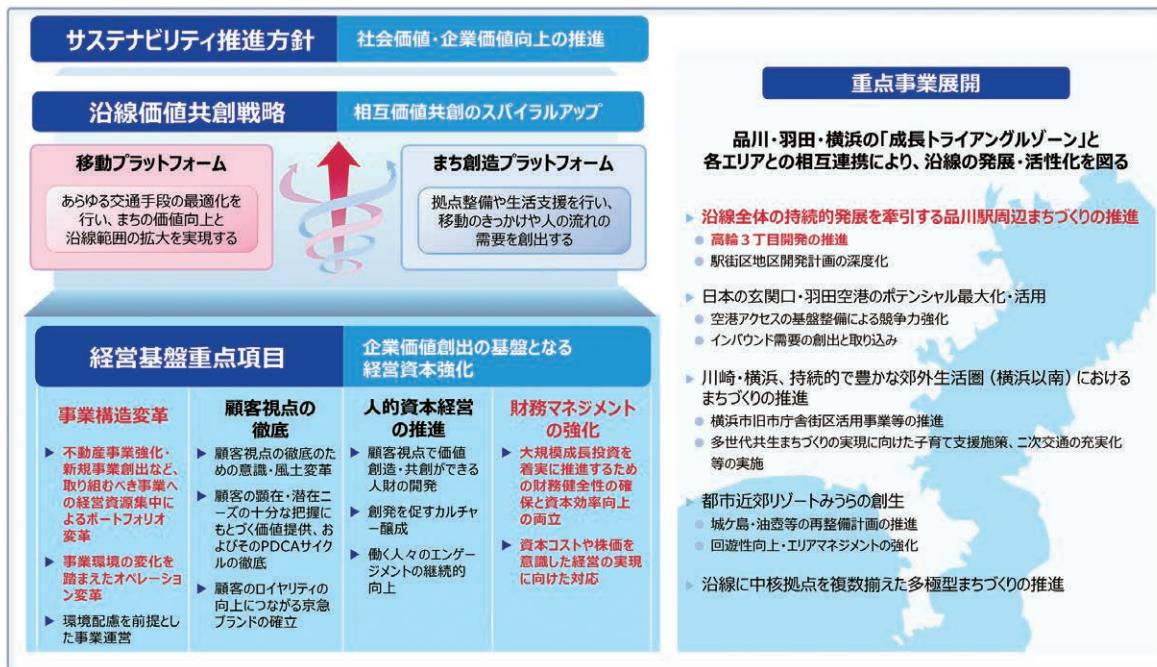
### ②総合経営計画

#### (1) 京急グループ第20次総合経営計画の概要

2024年度から、「『移動』と『まち創造』2つのプラットフォームが織りなす相互価値共創のスパイラルアップにより持続的に発展する沿線を実現する」を長期ビジョンとし、2040年度を長期ビジョンの実現年度、2024年度から2026年度までを中期経営計画期間とした京急グループ第20次総合経営計画（以下、「第20次総合経営計画」という。）を推進しています。

サステナビリティ基本方針に基づき社会価値・企業価値向上を目指す「サステナビリティ推進方針」を、あらゆる事業・経営活動の基礎として掲げたうえで、移動とまち創造の両プラットフォームの相互価値共創を軸とする「沿線価値共創戦略」と、その推進を支える「経営基盤重点項目」を設定しています。また、経営計画期間中に、当社グループならではの強みを活かし、特に重点的に取り組む事業として「重点事業展開」を設定しています。

(中期経営計画体系図)



(注) 赤字は、前回公表時（2024年5月）の内容から一部変更した箇所（2025年5月12日公表）

## (2) 第20次総合経営計画の一部変更（2025年5月12日公表）

当社は、2024年5月に公表した第20次総合経営計画について、2025年5月12日に目標経営指標等の変更を含めた内容の見直しを公表しました。

本見直しは、第20次総合経営計画公表後に実施した株主・投資家との対話を通じて、目標経営指標と資本市場の期待との間に乖離が生じていることを認識したため実施したもので、不動産事業戦略や各事業における資本収益性の向上、資本政策の見直し等により目標経営指標の水準を引き上げるとともに、達成時期を明確化しました。各施策を着実に実行し、持続的な企業価値向上の実現を目指してまいります。

(目標経営指標の見直し内容)

### ▶ 2024年5月10日公表

	2026年度 (中計最終年度)	長期目標
重要経営指標		
営業利益	350億円	財務健全性に留意しつつ ROE 8%以上の実現を 目指す
純有利子負債/EBITDA倍率	7倍台以下	
ROE	6%以上	

不動産流動化による売却益を含む

### ▶ 今回見直し

	2024年度 (実績)	2025年度 (予想)	2026年度 (中計最終年度)	2027年度以降 (次期中計期間以降)
重要経営指標				
営業利益	356億円	300億円	450億円	ROE 8%以上 を持続的に実現・ 長期的には 10%以上を目指す
純有利子負債/EBITDA倍率	6.1倍	7倍台以下	→	
ROE	6.7%	6.2%	8.0%	
株主還元				
1株あたり配当額	26円	34円	-	
配当性向	29.4%	40%程度	→	
自己株式取得	-	財務状況や最適資本構成等をふまえ、機動的に実施 (2025年度に100億円実施)		
参考				
自己資本比率	35.7%	A格維持を前提にレバレッジを活用すべく、中長期的に25~30%となるよう B/Sをマネジメント		

### (3) 沿線価値共創戦略

沿線価値共創戦略は、社会課題や価値観の多様化に、移動とまち創造の両プラットフォームの「相互価値共創」のスパイラルアップによって新しい価値を創出することで対応し、地域と当社グループの持続的な発展を目指す戦略です。「相互価値共創」とは、鉄道事業をはじめとする「移動プラットフォーム」が、あらゆる交通手段を用いた移動環境の最適化を通じて、まちの価値向上と沿線範囲を拡大する一方で、不動産・レジャー事業などの「まち創造プラットフォーム」が、移動のきっかけや人の流れの需要を創出することで、相互の事業による相乗効果を最大化し、新しい価値を生み出すことを意味します。

この沿線価値共創戦略を通じて、鉄道会社やデベロッパーの枠を超えた、地域事業者や自治体等の沿線全体で価値を共創する「ローカルプラットフォーマー」として、沿線の各地域に「移動」と「住・働・楽・学」が揃う多極型まちづくりを推進しています。

### (4) 経営基盤重点項目

#### イ. 事業構造変革

不動産事業において、不動産価値の顕在化による資本収益性の向上と成長投資の原資確保を目的に、長期保有前提の賃貸事業から回転型事業への本格転換を図ります。具体的には、私募ファンドに加えて私募リートを組成し、安定的・継続的な流動化を図り、2030年度までに総額1,000億円以上の不動産を流動化し、その不動産価値の顕在化を目指します。また、私募リート・私募ファンドへの不動産売却により、沿線地域のプラットフォーマーとして継続的な関与余地を残すことで、まちづくり・沿線価値共創に貢献するとともに、アセットマネジメント、プロパティマネジメント、ビルマネジメント業務等を通じたフィービジネス収益源の確保を目指します。さらに、これらの取り組みを着実に推進するため、2025年4月に新設したC R E戦略部をはじめ、回転型事業、フィービジネスなど不動産事業の推進体制の強化を図ってまいります。

このほか、鉄道事業においては、ワンマン運転をはじめとする次世代型オペレーションを推進するほか、バス事業においては、さらなる路線最適化等を実施し、効率化・省人化を図るなど、各事業において資本収益性向上に資する施策に取り組めます。

#### ロ. 顧客視点の徹底

顧客の多様なニーズに応じたサービス提供による顧客体験価値向上を目指し、当

社グループが提供しているサービスを通じて蓄積したデータの一元化・可視化、グループ全体での横断的活用を推進することに加え、体制整備や人財育成による意識・風土改革を進めています。

#### 八. 人的資本経営の推進

多様な視点・顧客視点で物事を捉え、価値創造・共創ができる「個」の成長の後押しと、信頼と協力を大切にして、異なる「個」の創発を促す組織・カルチャー醸成の両輪により、長期ビジョンの実現・企業価値の向上を目指します。また、エンゲージメントサーベイを継続的に実施し、人的資本経営に関わる各取り組みの仮説検証を組織・職場の様々なレベルで実行できる体制を確立します。

#### 二. 財務マネジメントの強化

当社グループは、大規模成長投資を着実に推進するための財務健全性の確保と資本効率向上の両立、および資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応を長期的な基本方針として、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けた取り組みを推進しています。2025年5月12日に公表した目標経営指標等の見直しにおいては、ROE目標の引き上げと達成時期を明確化するとともに、株主還元の強化とその前提となるキャッシュアロケーションを明確化しました。

また、当社グループが注力する品川駅周辺開発をはじめとする成長投資を着実に実行するため、重要経営指標として「純有利子負債／EBITDA倍率」に加え、最適資本構成をもとに「自己資本比率」目標を明確化することで、バランスシートマネジメントを推進します。さらに、各事業の資本収益性の向上に向けた事業別ROIC（注1）－WACC（注2）管理を拡充・継続するなど、様々な取り組みを徹底することで財務マネジメントの強化を推進してまいります。

（注1）投下資本利益率（投下した資本に対して生み出した利益の割合）

（注2）加重平均資本コスト（資金調達に要する費用の平均値）

(不動産回転型ビジネスの推進イメージ図)



## (5) 重点事業展開

第20次総合経営計画において、当社グループならではの強みを活かし、特に重点的に取り組む事業として「重点事業展開」を設定しており、各エリアにおいて取り組みを進めています。具体的には、品川・羽田・横浜を結んだ「成長トライアングルゾーン」と各エリアとの相互連携により、沿線の発展・活性化を図ります。

品川エリアにおいては、トヨタ自動車(株)と共同で高輪3丁目地区事業計画の2029年度竣工・開業を目指すとともに、当社グループが行う開発・品川駅整備のみならず、周辺開発やリニア中央新幹線の開業等の効果を最大限取り込み、沿線全体に波及させます。

羽田エリアにおいては、羽田空港第1・第2ターミナル駅引上線の整備によって抜本的に輸送力を増強するとともに、周辺エリアの活性化を図り、日本の玄関口・羽田空港のポテンシャルを最大限に活用します。

このほか、川崎や横浜エリアにおける開発プロジェクトのほか、都市近郊リゾートみうらの創生、沿線各地に「住・働・楽・学」が揃う中核拠点を整備する多極型まちづくりの推進等により、沿線全体の活性化に取り組んでいます。

(注) 第20次総合経営計画の詳細は、当社ウェブサイトに掲載しております。  
<https://www.keikyu.co.jp/ir/policy/vision/index.html>



(注) 第20次総合経営計画の一部変更内容（2025年5月12日公表）については、当社ウェブサイトに掲載しております。  
<https://www.keikyu.co.jp/ir/release/>



### ③サステナビリティへの取り組み

#### (1) サステナビリティ重要課題および非財務KPI

第20次総合経営計画の策定にあわせて、当社グループの社会価値・企業価値のさらなる向上を目指し、中長期的に対処すべき課題をサステナビリティ重要課題として特定しました。あわせて、それらの解決に向けた進捗管理指標として非財務KPIを定め、各取り組みの推進とモニタリングを行っています。

サステナビリティ重要課題	指標（一部抜粋）	目標値	達成年度
地球環境保全への貢献	GHG（温室効果ガス）排出量削減（SCOPE 1・2）	実質ゼロ	2050
	収益原単位廃棄物削減率	△10% （注1）	2030
安全・快適なサービスの提供	鉄道運転事故（有責事故）件数	ゼロ件	毎年
	駅構内・電車内の快適性（注2）	7.2ポイント	2040
持続的に発展する沿線まちづくりの実現	沿線定住人口	モニタリング	－
	沿線交流人口	モニタリング	－
	当社主催エリアマネジメント組織所属団体数	400団体	2026
すべての人財が活躍できる企業風土の形成	従業員エンゲージメント（注2）	継続的向上	毎年
社会と京急グループの発展のための経営基盤強化	重大有責危機事象発生件数	ゼロ件	毎年
	投資家面談実施回数	100件以上	毎年
	お客さまからのお問合せ応答率（注3）	90%以上	毎年

（注1）2020～2022年度平均比

（注2）当社実施の調査に基づく

（注3）京急ご案内センターへの電話・チャットボット対象

## (2) サステナビリティへの主な取り組み

### イ. 気候変動への対応

長年にわたり事業全般において環境に配慮した事業運営を行ってまいりましたが、気候変動への対応を重要課題と認識し、TCFD提言に基づく情報開示を行ってまいります。また、長期環境目標「京急グループ 2050年カーボンニュートラル」のもと、2050年度末における当社グループ全体の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、「省エネルギー施策の推進」「太陽光発電等の創エネルギー施策の検討」「再生可能エネルギーの活用」を3本柱として各取り組みを推進しています。2024年度は、4月から鉄道全線において運行に使用するすべての電力を再生可能エネルギー由来の電力に置き換えた結果、鉄道事業における温室効果ガス排出量を2019年度比で9割以上削減しました。

### ロ. 生物多様性の保全

環境保全活動を通じて、人と自然が健やかにつながる未来を目指し「みうらの森林（もり）プロジェクト」として、三浦半島の社有林において間伐等による適切な森林管理を行っています。この森林管理を通じて発生した木々を沿線のバイオマス発電所において燃料として発電に使用し、さらに発電された再生可能エネルギーの環境価値を有する電気を当社グループ施設に導入するなど、エネルギーの地産地消を実現しています。

### ハ. 人権尊重への取り組み

グループ理念およびサステナビリティ基本方針に基づき策定している「京急グループ人権方針」に基づいた事業活動を推進することで、社会の信用の維持・獲得や企業価値の維持・向上に努めています。また、「京急グループ サステナブルな調達方針」のもと持続可能な社会の実現にサプライチェーン全体で貢献することを目指しており、2025年1月に一部の取引先に対して、サステナビリティに関する取り組み状況についてアンケート調査を実施しました。

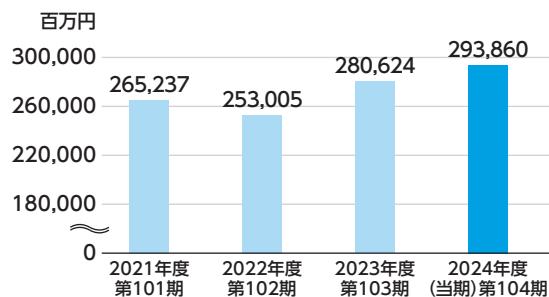
(注) サステナビリティへの取り組みの詳細は、当社ウェブサイトに掲載しております。  
<https://www.keikyu.co.jp/company/csr/>



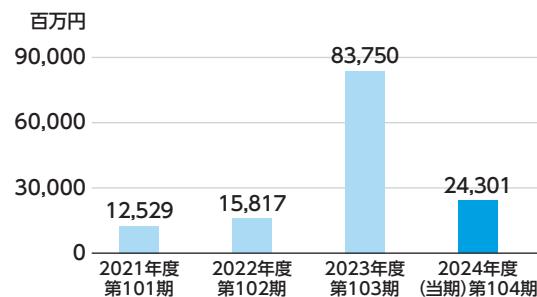
## 5. 財産および損益の状況の推移

区 分	2021年度 第101期	2022年度 第102期	2023年度 第103期	2024年度 (当期)第104期
営 業 収 益(百万円)	265,237	253,005	280,624	293,860
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	12,529	15,817	83,750	24,301
1株当たり当期純利益(円)	45.52	57.46	304.23	88.40
総 資 産(百万円)	912,385	935,420	1,086,902	1,039,708

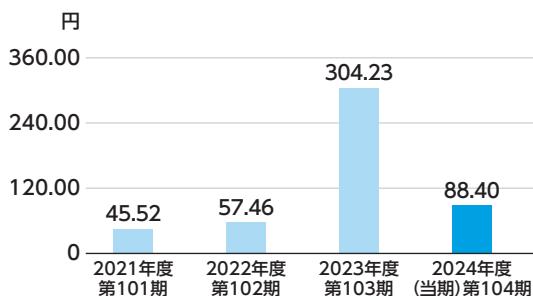
営業収益



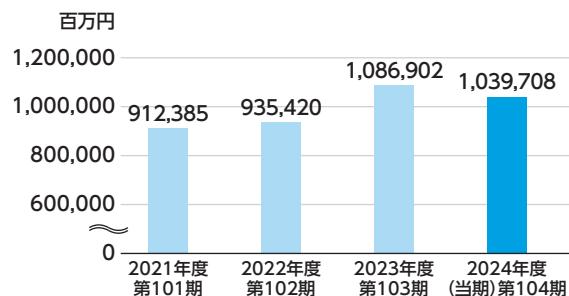
親会社株主に帰属する当期純利益



1株当たり当期純利益



総資産



## 6. 重要な親会社および子会社の状況

### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
京浜急行バス株式会社	100	100.0	バス事業
川崎鶴見臨港バス株式会社	180	100.0	バス事業
京急不動産株式会社	1,000	100.0 (1.4)	不動産業
京急開発株式会社	1,000	100.0	ボートレース場・レジャー施設の経営 不動産賃貸業
株式会社京急百貨店	100	100.0	百貨店・ショッピングセンター業
株式会社京急ストア	100	100.0	ストア業

(注) 出資比率の ( ) 内の数字は、間接所有割合であります。

当社の連結子会社は、上記6社を含めた43社（前期比1社減）であり、持分法適用会社は3社（前期比増減なし）であります。

## 7. 主要な事業内容

## 8. 主要な事業所等

## 9. 従業員の状況

上記7から9は、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をした株主様に交付する書面には記載していません。

## 10. 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社日本政策投資銀行	141,426
株式会社三菱UFJ銀行	21,291
三井住友信託銀行株式会社	20,948
株式会社みずほ銀行	20,930
みずほ信託銀行株式会社	17,522
日本生命保険相互会社	16,985
株式会社横浜銀行	14,680

(注) 上記にはシンジケートローンによる借入額（総額50,075百万円）は含まれておりません。

## II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 900,000,000株
2. 発行済株式の総数 275,398,114株（自己株式 362,433株を除く。）  
（注）自己株式には、従業員持株会信託口および役員報酬信託口が所有する当社株式（863,000株）は含まれておりません。
3. 株 主 数 53,904名
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	31,565	11.46
株式会社フォルティス	16,503	5.99
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	10,325	3.75
株式会社横浜銀行	9,358	3.40
日本生命保険相互会社	9,226	3.35
明治安田生命保険相互会社	5,700	2.07
株式会社みずほ銀行	5,466	1.98
株式会社日本カストディ銀行 （三井住友信託銀行退職給付信託口）	5,120	1.86
西武鉄道株式会社	4,383	1.59
株式会社日本カストディ銀行 退職給付信託 みずほ信託銀行口	4,008	1.46

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 5. 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を除く。）および執行役員を対象に、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。当期においては、当期中に退任した役員に対し、次のとおり交付しております。

役 員 区 分	株 式 数	交 付 者 数
取締役（社外取締役を除く。）	7,800株	1名

## (ご参考)

### 政策保有株式に関する事項

#### 1. 政策保有株式の保有の方針

当社は、事業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、事業上の連携、協業関係の構築・強化および当社の経営戦略上の観点から意義が認められる場合には、政策保有株式を保有いたします。保有意義が希薄化した銘柄については、段階的に縮減を進めることとしており、次のとおり縮減を進めております。取締役会では、毎年、個別銘柄の保有合理性を定量・定性の両面から検証のうえ、保有継続の是非や株式数の見直しについて総合的に判断しております。

なお、当期末における連結純資産に占める政策保有株式（みなし保有株式を含む）の保有割合（以下、「保有割合」という。）は15.43%となりました。

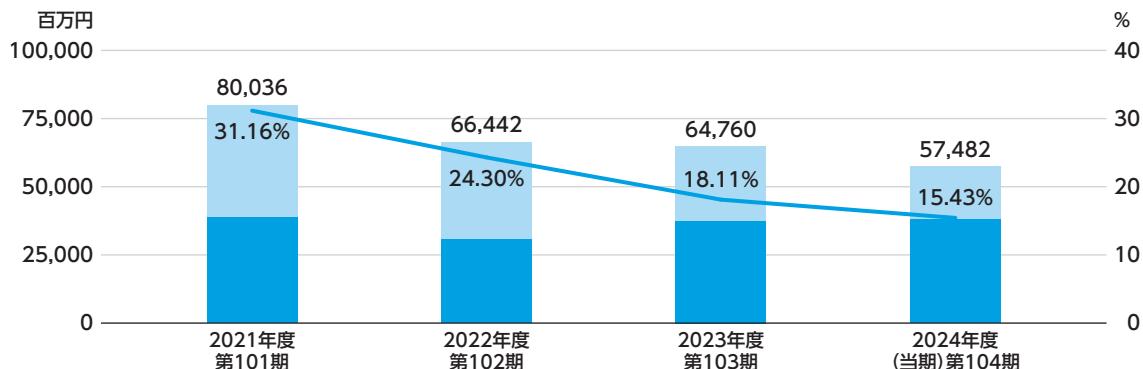
引き続き、2025年度以降も、積極的に縮減を進めることで資本収益性の改善を図り、企業価値の向上を推進してまいります。

#### 2. 政策保有株式の保有状況（2025年3月31日現在）

区 分		2021年度 第101期	2022年度 第102期	2023年度 第103期	2024年度 (当期)第104期
政策保有株式 保有額 (百万円)	特定投資株式	39,184	31,169	37,463	38,366
	みなし保有株式	40,852	35,273	27,296	19,116
	合計額	80,036	66,442	64,760	57,482
保有割合 (%)	特定投資株式	15.25	11.40	10.47	10.30
	みなし保有株式	15.90	12.90	7.63	5.13
	合計	31.16	24.30	18.11	15.43

政策保有株式保有額の合計額および保有割合

政策保有株式保有額（特定投資株式 ■■■、みなし保有株式 ■■■）  
保有割合（合計）——



### Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### Ⅳ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役および監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
原 田 一 之 <small>はら だ かず ゆき</small>	取締役会長 (代表取締役)	横浜新都市センター株式会社取締役社長 一般社団法人日本民営鉄道協会会長 株式会社かんぼ生命保険社外取締役 株式会社エヌケービー社外取締役
川 俣 幸 宏 <small>かわ また ゆき ひろ</small>	取締役社長 (代表取締役) 社長執行役員 グループ業務監査部担当	日本空港ビルデング株式会社社外取締役 株式会社ルミネ社外取締役 横浜新都市センター株式会社社外取締役 京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発準備組合理事長
櫻 井 和 秀 <small>さくら い かず ひで</small>	取締役常務執行役員 生活事業創造本部長 鉄道本部担当	
金 子 雄 一 <small>かね こ ゆう いち</small>	取締役常務執行役員 経営戦略室長 人財戦略部担当	
竹 谷 英 樹 <small>たけ や ひで き</small>	取締役常務執行役員 鉄道本部長 生活事業創造本部 品川開発推進部担当	横浜高速鉄道株式会社社外取締役
杉 山 勲 <small>すぎ やま いさお</small>	取締役常務執行役員 新しい価値共創室長	

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
寺島剛紀	取締役	大星ビル管理株式会社代表取締役社長
柿崎環	取締役	明治大学法学部教授 日本空港ビルデング株式会社社外取締役（監査等委員） 三菱食品株式会社社外取締役 株式会社秋田銀行社外取締役
野原佐和子	取締役	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 第一三共株式会社社外取締役 株式会社りそなホールディングス社外取締役
原田修	常勤監査役	
浦辺和夫	常勤監査役	
末綱隆	監査役	株式会社関電工社外監査役 東鉄工業株式会社社外取締役 JCRファーマ株式会社社外取締役
須藤修	監査役	弁護士 株式会社プロネクサス社外監査役 株式会社バンダイナムコアミューズメント社外監査役 株式会社バンダイナムコエクスペリエンス社外監査役

- (注) 1. 取締役杉山勲氏は、2024年6月27日開催の第103期定時株主総会において、新たに選任された取締役であります。
2. 当期中に退任した取締役は、次のとおりであります。

退任時の地位	氏名	退任の事由	退任年月日
取締役	本多利明	任期満了	2024年6月27日

3. 取締役寺島剛紀氏、柿崎環氏および野原佐和子氏は、社外取締役であります。
4. 常勤監査役原田修氏ならびに監査役末綱隆氏および須藤修氏は、社外監査役であります。
5. 常勤監査役原田修氏は、大手金融機関の常勤監査役を務めた経験や債権管理回収会社等の経営者を務めた経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
常勤監査役浦辺和夫氏は、当社経理部担当役員および経営戦略室長等を務めた経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
監査役末綱隆氏は、警察庁長官官房会計課長等を務めた経験や他の上場会社の社外監査役を務めた経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
監査役須藤修氏は、弁護士として会社再建・清算等に多数関与した経験や他の上場会社の社外監査役を務めた経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係  
取締役寺島剛紀氏は、大星ビル管理株式会社の代表取締役社長であり、同社は、当社の事業の部類に属する取引（不動産賃貸業）を行っております。  
取締役柿崎環氏は、株式会社秋田銀行の社外取締役であり、当社と同社との間には資金借入等の取引がありますが、同社からの借入額は借入金全体の10%未満であり、「社外役員の独立性の判断基準」で定める「当社の主要な借入先である会社」の基準（直近事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）には該当いたしません。なお、同氏のその他の上記兼職先と当社との間に特別の関係はありません。  
取締役野原佐和子氏は、株式会社りそなホールディングスの社外取締役であり、当社と同子会社である株式会社りそな銀行との間には資金借入等の取引がありますが、株式会社りそな銀行からの借入額は借入金全体の10%未満であり、「社外役員の独立性の判断基準」で定める「当社の主要な借入先である会社」の基準（直近事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）には該当いたしません。なお、同氏のその他の上記兼職先と当社との間に特別の関係はありません。  
監査役末綱隆氏および須藤修氏の上記兼職先と当社との間に特別の関係はありません。
7. 監査役須藤修氏は、2025年2月14日に株式会社バンダイナムコエクスペリエンスの社外監査役に就任いたしました。また、2025年3月31日に株式会社バンダイナムコアミューズメントの社外監査役を退任いたしました。
8. 取締役原田一之氏は、2024年6月27日に株式会社ルミネの社外取締役を退任いたしました。
9. 取締役川俣幸宏氏は、2024年6月27日に株式会社ルミネの社外取締役に就任いたしました。
10. 取締役寺島剛紀氏、柿崎環氏および野原佐和子氏ならびに常勤監査役原田修氏、監査役末綱隆氏および須藤修氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。

11. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役、監査役および執行役員ならびに一部の子会社の取締役および監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者は保険料を負担しておりません。当該契約の内容の概要は、次のとおりであります。

- ・第三者からの訴訟および株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害などについては、填補の対象外としているほか、保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

(ご参考1)

2025年3月31日現在の取締役兼務者以外の執行役員は、次のとおりであります。

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
野村正人	常務執行役員	京浜急行バス株式会社取締役社長 川崎鶴見臨港バス株式会社取締役社長
竹内明男	執行役員 鉄道本部建設部長 兼生活事業創造本部 品川開発推進部担当部長	
坂齊素彦	執行役員 生活事業創造本部 開発事業部長	
青野良生	執行役員 グループ統括部長 総務部担当	
村松英樹	執行役員 生活事業創造本部 事業統括部長	

- (注) 1. 常務執行役員野村正人氏は、2025年3月31日に京浜急行バス株式会社の取締役社長を退任いたしました。
2. 執行役員村松英樹氏は、2024年4月1日に新たに就任した執行役員であります。また、2024年11月16日に三崎観光株式会社の取締役社長を退任いたしました。

(ご参考2)

2025年4月1日現在の取締役（社外取締役を除く。）は、次のとおりであります。

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
原 田 一 之 <small>はら だ かず ゆき</small>	取締役会長 (代表取締役)	横浜新都市センター株式会社取締役社長 一般社団法人日本民営鉄道協会会長 株式会社かんぽ生命保険社外取締役 株式会社エヌケービー社外取締役
川 俣 幸 宏 <small>かわ また ゆき ひろ</small>	取締役社長 (代表取締役) 社長執行役員 グループ業務監査部担当	日本空港ビルデング株式会社社外取締役 株式会社ルミネ社外取締役 横浜新都市センター株式会社社外取締役 京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発準備組合理事長
金 子 雄 一 <small>かね こ ゆう いち</small>	取締役専務執行役員 経営戦略室長 人財戦略部担当	
櫻 井 和 秀 <small>さくら い かず ひで</small>	取締役常務執行役員 生活事業創造本部長	
竹 谷 英 樹 <small>たけ や ひで き</small>	取締役常務執行役員 鉄道本部長 生活事業創造本部 品川開発推進部担当	横浜高速鉄道株式会社社外取締役
杉 山 勲 <small>すぎ やま いさお</small>	取締役常務執行役員 新しい価値共創室長	

2025年4月1日現在の取締役兼務者以外の執行役員は、次のとおりであります。

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
野村正人 <small>のむらまさひと</small>	常務執行役員 グループ統括部担当部長	川崎鶴見臨港バス株式会社取締役社長
竹内明男 <small>たけうちあきお</small>	執行役員 鉄道本部建設部長 兼生活事業創造本部 品川開発推進部担当部長	
坂齊素彦 <small>さかさいもとひこ</small>	執行役員 生活事業創造本部 開発事業部長	
青野良生 <small>あおのよしお</small>	執行役員 グループ統括部長 兼生活事業創造本部 C R E 戦略部担当部長 総務部担当	
村松英樹 <small>むらまつひでき</small>	執行役員 生活事業創造本部 事業統括部長 兼C R E 戦略部長	
谷井健 <small>たにい たけし</small>	執行役員 生活事業創造本部 品川開発推進部長 兼新しい価値共創室部長	
落合雄 <small>おちあい たけし</small>	執行役員 経営戦略室部長 兼生活事業創造本部 C R E 戦略部担当部長	
島由紀子 <small>しま ゆきこ</small>	執行役員 新しい価値共創室部長	

## 2. 取締役、監査役および執行役員報酬等の額

(1) 当事業年度に係る取締役、監査役および執行役員報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
		取締役・ 監査役の 固定報酬	代表取締役報酬	
			固定報酬	業績連動報酬
取締役 (うち社外取締役)	282 (27)	96 (27)	13 (なし)	8 (なし)
監査役 (うち社外監査役)	69 (43)	69 (43)	なし	なし
執行役員 (取締役非兼務者)	125	なし	なし	なし

区 分	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
	執行役員報酬		株式報酬	
	固定報酬	賞 与		
取締役 (うち社外取締役)	60 (なし)	80 (なし)	22 (なし)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	なし	なし	なし	4 (3)
執行役員 (取締役非兼務者)	64	48	12	6

(注) 1. 株主総会決議における報酬額 (年額)

区 分	報酬額 (百万円)	株主総会決議	決議時点の員数 (人)	備 考
取締役 (うち社外取締役)	550 (30)	第93期定時株主総会 (2014年6月27日開催)	16 (2)	使用人兼務取締役 の使用人分給与は 含まない(注)4)
取締役 (うち社外取締役)	550 (75)	第97期定時株主総会 (2018年6月28日開催)	15 (3)	使用人兼務取締役 の使用人分給与は 含まない(注)4)  社外取締役の 報酬額のみ改定
監査役	95	第93期定時株主総会 (2014年6月27日開催)	4	

2. 上記(注)1. の株主総会決議による報酬額とは別枠として、取締役（社外取締役を除く。）および執行役員（以下、本注記2. において「取締役等」という。）に対して株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」を導入することが2020年6月26日開催の第99期定時株主総会において決議されております。同制度に基づき、3事業年度ごとに360百万円（うち取締役分として250百万円）を上限とした資金が信託に拠出され、信託は、当該資金を原資として当社株式の取得を行います。取締役等には、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定める数のポイントが付与され、その上限は1事業年度あたり合計37,700ポイント（うち取締役分として26,200ポイント）であります。また、取締役等に付与されるポイントは、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算され、原則として退任時に当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）として支給されます。上記定時株主総会決議時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は9名であります。なお、上記の株式報酬は、当事業年度中に同制度に基づき役員株式報酬引当金として長期末払金に計上した額であり、それに対応するポイント数25,200ポイント（うち取締役分として16,175ポイント）であります。
3. 上記には、2024年6月27日開催の第103期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。
4. 執行役員制度導入以降、取締役の使用人分給与の支給はありません。

## (2) 取締役、監査役および執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

### イ. 報酬等の額またはその算定方法の決定に関する基本方針

当社グループ経営は、沿線の生活者を支える企業集団として安全・安心を最優先に確保するとともに沿線地域の発展のため、グループが連携して事業を行い、相乗効果を図るといった特性があります。この当社グループ経営の特性に鑑みて、当社の役員報酬は、短期的な業績に加えて、中長期的な企業価値・業績向上への貢献および株主の皆様との価値共有を重視しております。また、報酬額の決定にあたっては、従業員給与、他社の動向、外部調査機関の調査データ等を勘案して決定するものとしております。

なお、本方針は、半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。

□. 報酬の構成

取締役報酬および執行役員報酬については、次のとおり構成されます。当該構成は、半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。

なお、監査役の報酬は、株主総会決議の範囲内で、監査役の協議によって決定し、監査業務の適正性および独立性を確保する観点から、固定報酬のみとしております。

種 類	支給対象	内 容
固 定 報 酬	取締役	当社取締役会で定める取締役報酬および執行役員報酬規程（以下、「規程」という。）に基づき、一定の金額を支給いたします。なお、取締役会長の固定報酬には、会長報酬を加算した額を支給いたします。
	執行役員	規程に基づき、役位ごとに定める金額を支給いたします。
代表取締役報酬	代表取締役会長	規程に基づき、一定の金額を支給いたします。
	代表取締役会長 以外の代表取締役	規程に基づき、一定の金額および業績連動報酬を支給いたします。
賞 与	執行役員	規程に基づき、業績に対するインセンティブを高めるため、事業年度における職務執行の対価として、役位ごとに定める標準額を基準とし、業績等を勘案した金額を支給いたします。
株 式 報 酬	社内取締役 執行役員	当社株式等を支給いたします。当社取締役会で定める役員株式給付規程に基づき、当社から各役員にポイントが付与され、付与されたポイント数に対応する当社株式等が原則として役員の退任時に各役員に交付されます。

(注) 上記報酬に加え、会社は、全取締役、監査役および執行役員を対象とした役員傷害保険に加入し、毎月一定額の保険料を負担しております。

ハ. 個人別の報酬の額の決定に関する方針および実績

(イ) 固定報酬および代表取締役報酬（固定報酬）

種 類	支給対象	決定方法	支給時期
固 定 報 酬	取締役	世間水準、経営内容等を総合的に勘案して決定いたします。	毎月
	執行役員	世間水準、経営内容および従業員給与とのバランス等を総合的に勘案して決定いたします。	毎月
代表取締役報酬 （固定報酬）	代表取締役会長	世間水準、代表取締役としての職責および会長として業務執行の監督機能に特化する役割等を総合的に勘案して決定いたします。	毎月
	代表取締役会長 以外の代表取締役	世間水準、代表取締役としての職責および経営内容等を総合的に勘案して決定いたします。	毎月

(ロ) 代表取締役報酬（業績連動報酬）および賞与

a. 種類等

種 類	支給対象	決定方法	支給時期
代表取締役報酬 （業績連動報酬）	代表取締役会長 以外の代表取締役	定量的および定性的な評価を総合して、業績に対する評価を行い、決定いたします。	毎年の定時株主総会后
賞 与	執行役員	定量的および定性的な評価を総合して、業績に対する評価を行い、決定いたします。	毎年の定時株主総会后

b. 評価割合

(a) 賞与

規程に定める執行役員に対する賞与の標準額を次のとおり区分し、連結業績等を評価する部分と、社長、本部長、副本部長、室長、部長、グループ会社役員としての業務執行の状況の評価する部分に分けて、業績に対する評価を行います。業務執行評価分の割合については、職責や業務分担等を考慮し、段階的に設定しております。

(b) 役位別評価割合

	評価区分（注1）	
	連結業績評価分	業務執行評価分
社長執行役員	80%	20%
副社長執行役員	70%	30%
専務執行役員	60%	40%
常務執行役員	50%	50%
執行役員	40%	60%

c. 評価項目

定量および定性の両面の評価を、代表取締役報酬（業績連動報酬）および賞与に反映させるため、次の評価から得られた評点によって、標準額に対し各自、連結業績評価分は±100%の範囲、業務執行評価分は±30%の範囲で増減した額といたします。なお、会社の経営状況、社員に対する支給状況、社会状況の変化等により、定める範囲における支給が不相当と判断される事情がある場合には、取締役会の決議により、定める範囲を超える減額支給または不支給とすることがあります。

	評価項目
定量的評価	当該年度連結業績数値の対経営計画達成度等で評価(注1) <採用指標> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連結営業利益</li> <li>・ROE</li> <li>・連結純有利子負債／EBITDA倍率</li> <li>・CDP評価結果(ESG指標)(注2)</li> <li>・従業員サーベイ集計結果(ESG指標)</li> </ul>
定性的評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ全体の将来的な価値向上への貢献度</li> <li>・特殊な要因による業績への影響</li> <li>・外部からの当社業績への評価</li> <li>・グループ全体に影響を与える不祥事および事故等の安全性への評価</li> </ul>

- (注) 1. 2024年10月16日開催の取締役会において、京急グループ第20次総合経営計画における重要経営指標と執行役員賞与の評価指標の整合による経営責任の明確化および賞与額決定プロセスの客観性・透明性の向上を図るため、執行役員賞与の評価指標を一部変更することを決議いたしました。変更内容の概要は、次のとおりであります。
- ・連結業績評価分の評価指標にROEを追加しました。また、各指標の評価割合を見直しました。
  - ・社長執行役員の賞与額決定において業務執行評価分を新たに設けました。
2. CDPは、企業等の環境関連の戦略や取り組みなどを評価する外部団体であります。

#### d. 当事業年度の指標の目標および実績

	評価項目
定量的評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連結営業利益は35,642百万円となり、目標を上回りました。</li> <li>・ROEは6.7%となり、目標を上回りました。</li> <li>・連結純有利子負債／EBITDA倍率は6.1倍となり、目標を上回りました。</li> <li>・CDP評価結果は当社基準を上回りました。</li> <li>・従業員サーベイ集計結果は当社基準値を下回りました。</li> </ul>
定性的評価	「京急グループ第20次総合経営計画」をスタートさせ、鉄道事業における次世代型オペレーションの推進や不動産事業における流動化の継続による資産の組み換えを強化するなど、キャッシュ創出に向けた事業構造変革を進めるとともに、財務健全性の確保と資本収益性の向上を目指す財務マネジメントの強化に努めました。

#### (ハ) 株式報酬

支給対象	決定方法	支給時期
社内取締役 執行役員	当社取締役会で定める役員株式給付規程に基づき、当社から各役員にポイントが付与され、付与されたポイント数に対応する当社株式等が原則として役員の退任時に各役員に交付されます。なお、取締役等に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算されます。(当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行うことといたします。)	ポイント付与は毎年3月31日(注)  株式等の支給は原則として退任時

(注) 上記のポイント付与日のほか、役員が退任する場合は、当該退任日にポイントが付与されます。

## 二. 支給割合（年額・標準額）

	固定報酬	業績連動報酬・賞与	株式報酬
代表取締役会長	87%	—	13%
代表取締役社長	37%	49%	14%
上記以外の 代表取締役（注）	45%	44%	11%
代表取締役以外の 社内取締役（注）	54%	29%	17%
社外取締役	100%	—	—
執行役員（取締役 非兼務者）（注）	48%	36%	16%

（注）各役位の割合の平均値であります。

### ホ. 取締役および執行役員の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役および執行役員の個人別の報酬額のうち、①代表取締役報酬（業績連動報酬）については、株主総会決議の範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役社長（当事業年度は川俣 幸宏）がその具体的内容について委任を受けるものとしております。また、②執行役員の賞与については、取締役会決議に基づき代表取締役社長（当事業年度は川俣 幸宏）がその具体的内容について委任を受けるものとしております。その権限の内容は、個人別の報酬等の内容の決定権限としております。取締役会が代表取締役社長に委任をした理由は、当社グループを取り巻く環境や、当社グループの経営状況等を勘案したうえで総合的に報酬等を決定するには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであり、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

なお、取締役および執行役員の個人別の報酬額のうち、③取締役および執行役員の固定報酬、④代表取締役報酬（固定報酬）、⑤社内取締役および執行役員の株式報酬の付与ポイント（退任者に対しては支給株式数等）については、株主総会決議の範囲内で、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得たうえで、取締役会決議により決定しております。

当事業年度に係る取締役および執行役員の個人別の報酬等についても、指名・報酬委員会への諮問を経て取締役会において決定した決定方針を前提に、上記のプロセスを経ることで、公正性・透明性を確保していることから、取締役会は、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当該決定方針は、2025年6月27日開催の第104期定時株主総会の第2号

議案、第5号議案および第7号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、本株主総会終結後の当社の取締役会において、「取締役」を「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」に変更することを予定しております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 当事業年度における主な活動状況

##### イ. 社外取締役

氏名	地位	取締役会出席回数	指名・報酬委員会出席回数	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
寺島 剛紀	取締役	12回／13回	6回／6回	主に大手生命保険会社の元経営者として、資金運用や投資マネジメント等に関する経験および見識を業務執行の監督等に活かす役割を期待しております。取締役会において発言を適宜行っているほか、2022年1月からは指名・報酬委員会の委員長として同委員会の議事を主導しており、その役割を適切に果たしております。
柿崎 環	取締役	13回／13回	5回／6回	主に内部統制や内部監査に関する分野を専門とする大学教授、空港ターミナルビル運営会社等の社外役員および大手医薬品会社の元社外役員としての経験および見識を業務執行の監督等に活かす役割を期待しております。取締役会、指名・報酬委員会および企業価値分析会議において発言を適宜行っており、その役割を適切に果たしております。
野原 佐和子	取締役	13回／13回	6回／6回	主にITビジネスにおける事業戦略やマーケティング戦略に関する会社の経営者、大手医薬品会社等の社外役員および政府関係会議の有識者委員としての経験および見識を業務執行の監督等に活かす役割を期待しております。取締役会および指名・報酬委員会において発言を適宜行っており、その役割を適切に果たしております。

□. 社外監査役

氏名	地位	取締役会出席回数	監査役会出席回数	主な活動状況
原田 修	常勤監査役	13回／13回	11回／11回	主に大手金融機関の元常勤監査役および債権管理回収会社等の元経営者としての経験を活かした発言を適宜行っております。
末綱 隆	監査役	12回／13回	11回／11回	主に元神奈川県警察本部長および元警視庁副総監ならびに大手総合商社の元社外役員としての経験を活かした発言を適宜行っております。
須藤 修	監査役	13回／13回	11回／11回	主に弁護士および大手総合エンターテインメント企業の元社外役員としての経験を活かした発言を適宜行っております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

## V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称
2. 責任限定契約の内容の概要
3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
4. 非監査業務の内容
5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

上記1から5は、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をした株主様に交付する書面には記載しておりません。

## VI 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
2. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要
3. 株式会社の支配に関する基本方針

上記1から3は、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をした株主様に交付する書面には記載しておりません。

## 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	百万円	<b>(負債の部)</b>	百万円
<b>流動資産</b>	<b>191,544</b>	<b>流動負債</b>	<b>220,904</b>
現金及び預金	74,454	支払手形及び買掛金	39,604
受取手形、売掛金及び契約資産	19,660	短期借入金	120,264
商品及び製品	2,136	未払法人税等	1,459
分譲土地建物	71,070	前受金	19,577
仕掛品	581	賞与引当金	1,710
原材料及び貯蔵品	304	役員賞与引当金	59
その他	23,360	工事損失引当金	471
貸倒引当金	△24	解体費用引当金	4,109
		その他	33,647
<b>固定資産</b>	<b>848,164</b>	<b>固定負債</b>	<b>446,216</b>
有形固定資産	675,437	社債	125,000
建物及び構築物	318,113	長期借入金	229,034
機械装置及び運搬具	34,708	繰延税金負債	7,628
土地	168,259	役員退職慰労引当金	255
建設仮勘定	147,240	退職給付に係る負債	10,833
その他	7,114	長期前受工事負担金	59,940
無形固定資産	9,526	その他	13,522
投資その他の資産	163,200	<b>負債合計</b>	<b>667,121</b>
投資有価証券	114,136	<b>(純資産の部)</b>	
長期貸付金	645	<b>株主資本</b>	<b>351,150</b>
繰延税金資産	6,525	資本金	43,738
退職給付に係る資産	21,401	資本剰余金	44,183
その他	20,760	利益剰余金	264,967
貸倒引当金	△268	自己株式	△1,739
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>20,411</b>
		その他有価証券評価差額金	14,524
		為替換算調整勘定	129
		退職給付に係る調整累計額	5,757
		<b>非支配株主持分</b>	<b>1,025</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,039,708</b>	<b>純資産合計</b>	<b>372,587</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>1,039,708</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	百万円	<b>(負債の部)</b>	百万円
<b>流動資産</b>	<b>143,895</b>	<b>流動負債</b>	<b>266,873</b>
現金及び預金	54,332	短期借入金	120,175
未収運賃	2,150	未払金	33,603
未収金	5,136	未払費用	4,665
短期貸付金	1,844	未払消費税等	1,911
分譲土地建物	59,234	預り連絡運賃	110
前払費用	3,028	預り金	1,158
その他の流動資産	18,169	前受運賃	4,256
		前受金	14,430
		前受収益	450
		関係会社預り金	71,553
		解体費用引当金	4,109
		その他の流動負債	10,446
<b>固定資産</b>	<b>787,610</b>	<b>固定負債</b>	<b>425,341</b>
鉄道事業固定資産	313,945	社長期借入金	125,000
不動産・レジャー事業固定資産	120,571	繰延税金負債	228,598
各事業関連固定資産	19,538	退職給付引当金	3,700
建設仮勘定	149,893	関係会社事業損失引当金	915
投資その他の資産	183,661	長期前受工事負担金	611
関係会社株式	41,755	資産除去債務	59,940
投資有価証券	77,387	その他の固定負債	789
その他の関係会社有価証券	19,251		5,786
長期貸付金	16,914	<b>負債合計</b>	<b>692,214</b>
前払年金費用	12,068	<b>(純資産の部)</b>	
その他の投資等	17,153	<b>株主資本</b>	<b>224,921</b>
貸倒引当金	△868	資本	43,738
		資本剰余金	40,363
		資本準備金	17,861
		その他資本剰余金	22,502
		利益剰余金	142,530
		利益準備金	6,665
		その他利益剰余金	135,865
		固定資産圧縮積立金	9,822
		固定資産圧縮特別勘定積立金	1,328
		別途積立金	2,050
		繰越利益剰余金	122,664
		自己株式	△1,712
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>14,371</b>
		その他有価証券評価差額金	14,371
<b>資産合計</b>	<b>931,506</b>	<b>純資産合計</b>	<b>239,292</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>931,506</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

京浜急行電鉄株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齋藤 祐暢

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長崎 将彦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 裕樹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京浜急行電鉄株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京浜急行電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

京浜急行電鉄株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齋藤 祐暢

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長崎 将彦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 裕樹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京浜急行電鉄株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第104期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役および使用人等ならびにEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針および各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

京浜急行電鉄株式会社 監査役会

常勤監査役 原 田 修 ㊟

常勤監査役 浦 辺 和 夫 ㊟

監 査 役 末 綱 隆 ㊟

監 査 役 須 藤 修 ㊟

(注) 常勤監査役原田修、監査役末綱隆および監査役須藤修は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

